

文化芸術振興基本計画

(平成 28 年度－平成 37 年度)

牛久市

はじめに

平成 13 年の『文化芸術振興基本法』制定に伴い、牛久市では他市町村に先立ち平成 15 年に『牛久市文化芸術振興条例』を施行しました。その条例に則り『牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針』を定め、これまで積極的に文化芸術振興によるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら基本方針策定から 10 年以上が経ち、様々な社会変化に伴う人々のライフスタイルの多様化とともに、個人の生活に対する価値観も変化してきました。そこで、この度文化芸術振興のあり方を再考し、方向性を示した『牛久市文化芸術振興基本計画』を新たに策定することとなりました。

「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」が今期(平成 28 年度から平成 37 年度まで)の当市の文化芸術振興計画におけるビジョンです。

芸術家の発表の機会をとおして人々が多くの感性に触れることで心豊かになる。また、文化芸術事業に参加することで地域間・世代間に交流が生まれ、人と人とがつながり、地域がつながり、生活に広がりや厚みを増す。あるいは、地元の歴史を知り文化芸術の軌跡をたどることでまちへの愛着や誇りが生まれる。——こういった多くの可能性を持つ文化芸術施策の推進により、強い絆のある地域社会の形成を目指してまいります。

平成 28 年 5 月

牛久市長 根本 洋治

目次

第1章 文化芸術振興基本計画策定にあたって	1
1-1 社会背景と文化芸術の意義	2
1-2 基本計画策定の経緯・目的と位置づけ	3
1-3 基本計画の進行管理	5
第2章 牛久市の文化芸術振興に関する基本的な方針	11
2-1 文化芸術施策の現状と課題	12
2-2 基本方針の柱と文化芸術振興の目標	20
第3章 文化芸術振興施策	23
3-1 継続的施策と新規施策	24
3-2 具体的展開	26
資料編	31

第①章

文化芸術振興基本計画策定にあたって



- 1－1 社会背景と文化芸術の意義
- 1－2 基本計画策定の経緯・目的と位置づけ
- 1－3 基本計画の進行管理

● 1-1 社会背景と文化芸術の意義

1. 社会背景

日本は戦後70年を迎え、人々は高度経済成長やバブル崩壊等大きな経済の変動とともに核家族化・少子高齢化等による生活環境の変化を体験してきた。人々のライフスタイルが多様化する中で、社会は様々な視点からその在り方を改めて考え直し再構築していく時代となってきている。

政策においても、経済や教育の再生、社会保障問題の解決、地方の創生と、国民を取り巻くあらゆる状況下で単に生活するというだけでなく人間の生き方にも目が向けられるようになり、その質もハードの整備からソフトの充実へと要望は変化している。

このような中で、地方公共団体は『地方自治法』第2条により「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められている。文化芸術施策においても人々の生活意識の変化により多様化する市民ニーズに対し、最小の経費で最大のサービスを提供することが求められているのである。

2. 文化芸術の意義

こういった社会背景の中、改めて文化芸術の意義を再考する必要があるが、そのヒントが平成13年に公布された『文化芸術振興基本法』^{資1)}の前文に次の通り記されている。

「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。」

このように文化芸術とは人間の創造力そのものであり、多様な生き方を受け入れる感性の源となり自国や自分自身に対する肯定を促すものであると言える。こういった性質から、近年文化芸術は教育、観光等様々な分野でのまちづくりと深い親和性を持った地域資源として捉え直されている。その価値と意義を常に意識しながら多面的な効果を求めて施策を展開する必要がある。

● 1-2 基本計画策定の経緯・目的と位置づけ

1. 基本計画策定の経緯・目的

平成13年の『文化芸術振興基本法』の制定に伴い、牛久市では平成15年に『牛久市文化芸術振興条例』^{資2)}を施行し、地方公共団体としての市の責務について明らかにするとともに、総合的かつ計画的な推進を図っていくために基本方針として定めるべき11の事項を示した。

続いて『牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針』^{資3)}を定め、それに沿って具体的な短期・中期・長期の基本的施策を策定し推進を図ってきた。

その策定から10年が経ち、施策に関連する諸々の条件が変わってきたことから根本的な方針の見直しが必要となった。このことから、今回文化芸術の振興に関する基本的な方針と文化芸術振興施策を包括した『牛久市文化芸術振興基本計画』を策定することとなった。

これからの10年間、この基本計画をもって牛久市の市政運営の中で文化芸術振興を積極的に進める。

2. 基本計画の位置づけ

牛久市のまちづくりのあり方・方向性を分析し、今後のまちづくりを進める上での総合的かつ計画的な行政運営の指針として策定した『牛久市総合計画』がある。

そして、現在は第3次総合計画(2011-2020)に則り運営されており、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」をメインタイトルに下記7項目の分野に分け、それぞれの計画に沿って多くの取り組みがなされている。

【施策大綱】

1. すべての人が安心して暮らし続けられるまち(健康福祉)
2. 豊かな心と文化を育むまち(教育文化)
3. 人と人との交流でつくるまち(市民交流)
4. 安全・快適な生活空間のあるまち(生活基盤)
5. いきいき・魅力あふれるまち(産業)
6. 自然と暮らしが共生する人にやさしいまち(自然環境)
7. みんなの創意工夫で持続するまち(行政運営)

この中で、文化芸術施策は「豊かな心と文化を育むまち(教育文化)」に位置づけられている。しかしながら文化芸術の持つ公的資質により、教育文化に限らず健康や市民交流、産業等他の施策にも関連していることにも十分に配慮して計画を立てていく必要がある。

また、『牛久市総合計画』を最上位計画として、それぞれの分野ごとに『都市計画マスタープラン』『牛久市地域防災計画』『男女共同参画推進基本計画』『牛久市環境基本計画』『牛久市スポーツ振興基本計画』『牛久市国民保護計画』等様々な視点からの計画が策定され、

個々の計画に基づいて運営されている。『文化芸術振興基本計画』はそれらとの整合性を持って策定し、また同等に位置づけるものとする。

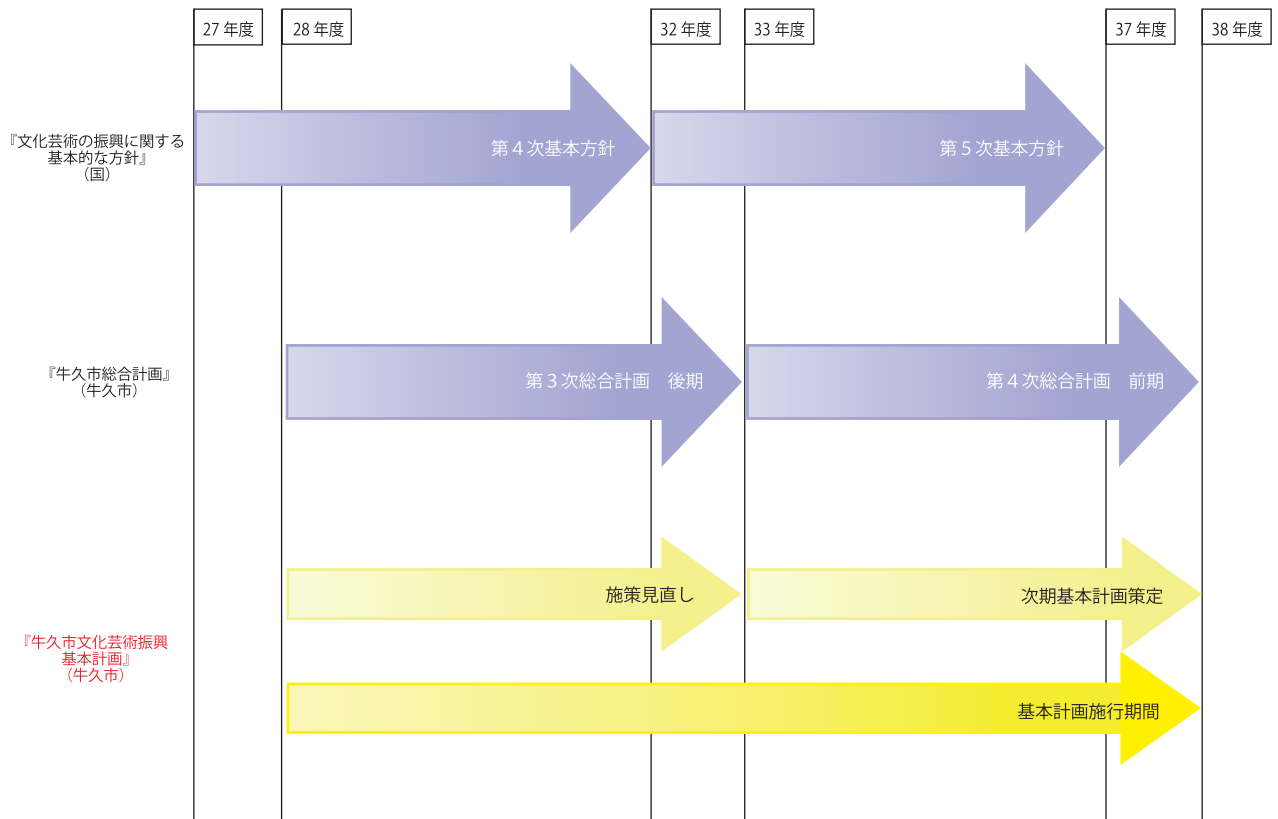
● 1-3 基本計画の進行管理

1. 基本計画期間の考え方

本基本計画は、概ね10年間を想定して策定するが、社会の変化や評価（施策の効果の有無等）を踏まえた柔軟な対応が必要である。したがって、文化芸術振興施策についてはより社会情勢や牛久市の状況（市民の年齢分布・産業別就業者等の社会的状況・調査による市民のニーズ等）に即したものとなるよう5年後を目途に見直しをおこなう。

なお、国が定める『文化芸術の振興に関する基本的な方針』^{資4)}は概ね5～6年を見通した計画となっている。また、牛久市の最上位計画である『牛久市総合計画』は前期基本計画、後期基本計画としてそれぞれ5年間を実施期間と定めている。

よって本基本計画の策定および見直しにあたっては、国の文化芸術振興の流れ、牛久市の行政全体の流れを考慮する必要がある。

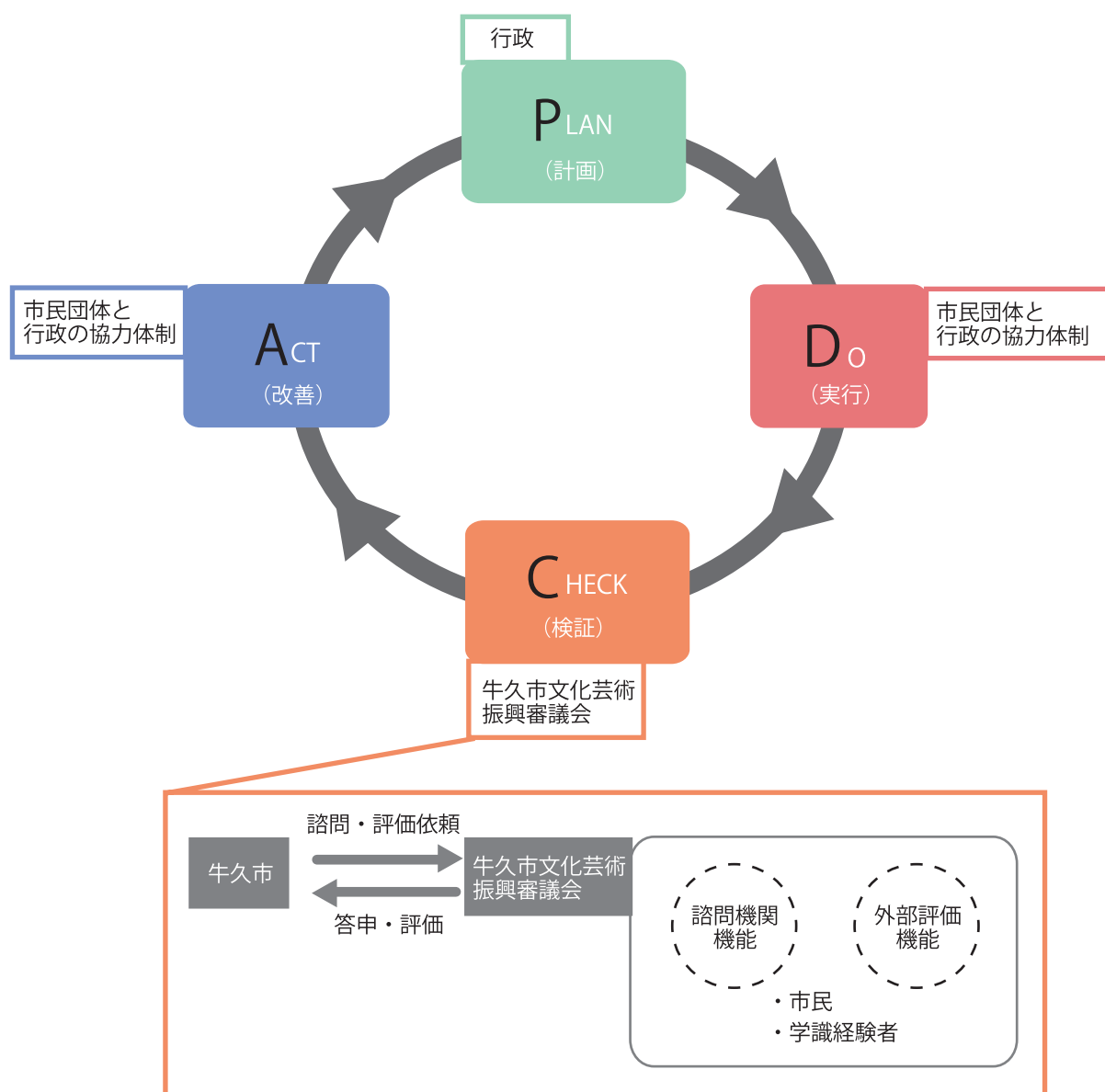


2. 計画管理

基本計画を円滑に推進するためには、計画（PLAN）・実行（DO）・検証（CHECK）・改善（ACT）から成るPDCAサイクルの確立が重要である。

これまで体制が確立されていなかった検証については、当市の諮問機関である牛久市文化芸術振興審議会に評価と管理の機能を持たせることで充実を図る。また、検証には客観性が重要なため、委員選出にあたっては市外の第三者を加えることも検討していく。

本基本計画の進行・評価は牛久市文化行政全体の評価ともなるため、定期的に見直し、改善をおこなう。



3. 評価

評価周期については下記のように定める。

①事業評価：1年ごと

文化芸術事業について各事業の実施報告をおこない、それとともに全体として基本的方針に則って実施されているか、施策の進行度は順調であるか確認する。事業バランス等の観点から次年度事業への反映を検討する。

②施策の見直し：5年ごと（次回見直し：平成32年度）

国が定める『文化芸術振興に関する基本的な方針』や『牛久市総合計画』に則したものにするため、5年ごとに施策内容の見直しをおこなう。

①と②のサイクルで評価・見直しをおこない概ね10年間を計画期間と定め、後半は次期基本計画の策定に向けて準備する。

各事業評価については、実施主体である文化芸術団体もしくは牛久市が事業ごとに指標を設定し、年度ごとにおこなう。また、行政の『牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査』における文化芸術施策評価項目を見直し、市内広域の文化芸術に対する意識調査も併せて実施する。

参考

指標例

目標：市民が文化芸術に触れる機会の提供

- ・来場者数
- ・参加者数
- ・登録団体（会員）数
- ・サポーター（ボランティア）数

目標：外部への発信強化

- ・メディア（新聞、雑誌、放送等）掲載数
- ・SNSシェア数
- ・視察／取材数

目標：賑わいを生み出す

- ・市内文化施設等稼働率
- ・滞留人口

その他

- ・他分野（教育／観光／福祉／都市計画／経済等）の団体や事業との連携数

4. 計画推進のための役割

当計画を円滑に推進し効果的に施策を展開するためには、文化芸術団体・市民・教育機関・企業・行政が適切な役割を果たし相互に連携を取ること、それぞれが文化芸術の担い手であるという意識をすることが必要である。国が定める『文化芸術振興基本法』『劇場、音楽堂等活性化に関する法律』^{資5)}『文化芸術振興に関する基本的な方針』でも役割の明確化について述べられている。

これまで牛久市の文化芸術事業におけるそれぞれの役割は不明瞭であり、人材等の資源が十分に活用されていなかった。このことから、文化芸術活動に関わる立場においてそれぞれの役割を明確化したうえで計画を進めていく必要がある。

文化芸術団体の役割

文化芸術団体には、自主的・自律的・創造的な文化活動をおこなうという役割がある。今後さらに活動を充実させるため、他の文化芸術団体や協賛企業、協力団体等民間団体との連携協力を図り、自らが牛久市の文化芸術振興をけん引するという自覚のもと、市民のニーズや意見に耳を傾けていくことが求められている。

同時に、市民に対しては文化芸術を媒体としたコミュニティ形成を促進し、より多様な生きがいを提供できるよう、市民が関わりを持ちやすい活動を意識する必要がある。

市民・教育機関・企業等の役割

『牛久市文化芸術振興条例』第2条第3項にあるように、市民は文化芸術活動の最も大きな担い手である。時には運営者として、また時には表現者として自主的に活動に参画する市民の存在が地域の独自性を形成し、ひいては地域の活性化にもつながる。

教育機関が担うべき役割も同様だが、文化芸術に対して理解し、より豊かな経験を子ども達に提供する機会を積極的に設けることの重要性は、次世代の育成という観点において特筆すべきである。

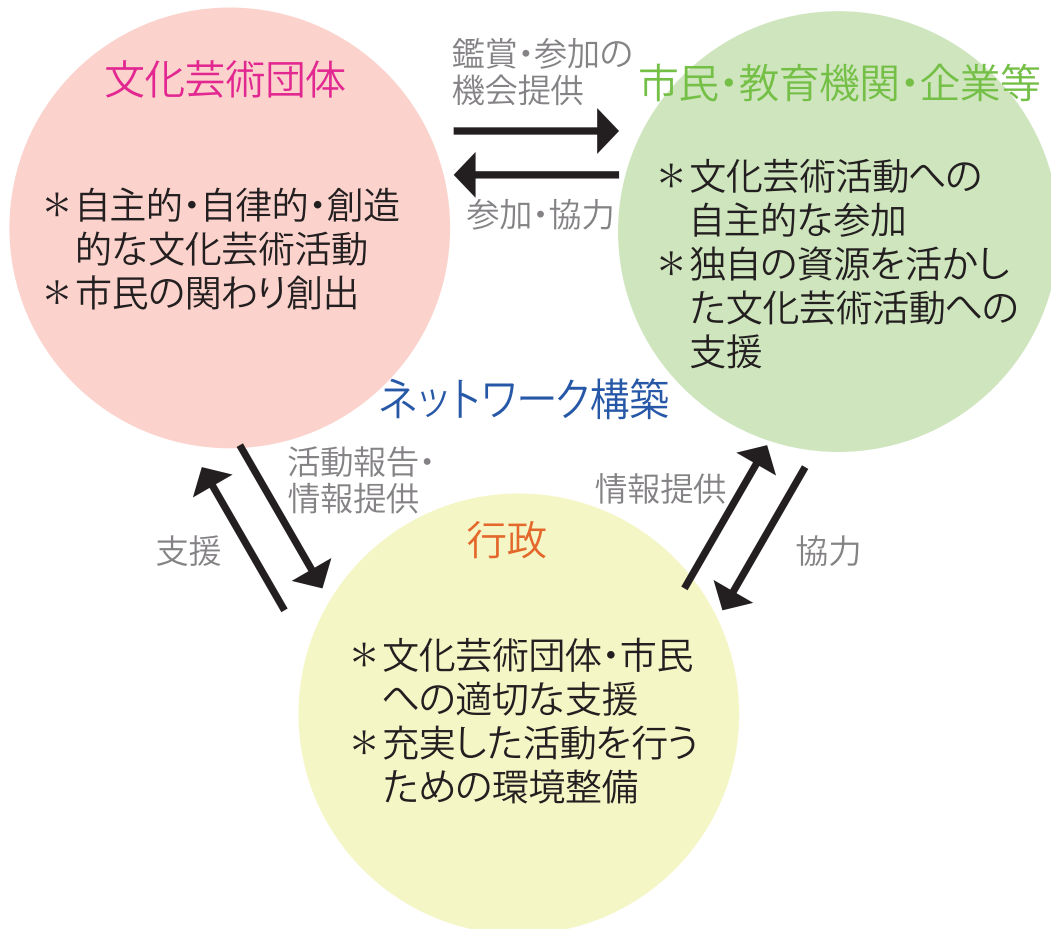
また、市内で企業活動をしている民間団体も同様に文化の担い手であるということを忘れてはならない。金銭的支援だけではなく、事業経営や運営等のノウハウやその分野における専門的な人材資源を活かした多面的な支援が求められる。

行政の役割

行政は、市内の文化芸術活動を包括的に捉え、人的・財政的にその活動を支える役割を持つ。それを認識したうえで活動に対する適切な支援をおこなわなければならない。

そのためには、活動をより多面的な視点で捉え、各団体に必要と思われる支援を見極めたうえで各団体が活発に活動できるように施設や情報等の提供をおこない、場合によっては団体間の協力体制整備を促進する。協力体制には牛久市の行政内の連携、企業や民間団体・教育機関とのネットワーク形成も視野に入れる必要がある。

このように、文化芸術団体と市民・教育機関・企業等と行政の三者は独立した存在でありながらも相互に協力し、協働していくことが必要である。



第②章

牛久市の文化芸術振興に関する 基本的な方針



- 2-1 文化芸術施策の現状と課題
- 2-2 基本方針の柱と文化芸術振興の目標

● 2-1 文化芸術施策の現状と課題

今回の基本方針の構築にあたり、下記2つの方法で課題を抽出する。なお、それぞれの検討の中で市がおこなう施策の全体的なバランスを取るため『牛久市文化芸術振興条例』第4条で示されている「基本方針で定めるべき事項」との対照をおこなう。

1. 現在の文化芸術事業の形と今後の市民の文化芸術活動に着目し、牛久市が主催または支援している文化芸術事業（平成27年度現在）の実施状況を整理するとともに、その中から見える課題を抽出。
2. 牛久市文化芸術振興審議会の答申^{資6-1-3)}から今後の文化芸術振興に対する課題を抽出。

参考

基本方針で定めるべき事項

- (1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
- (2) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
- (3) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援に関すること。
- (4) 地域の伝統的な文化芸術の継承及び発展に関すること。
- (5) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。
- (6) 文化芸術活動を担う人材の育成に関すること。
- (7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実にに関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること。
- (9) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること。
- (10) 文化芸術の国際的な交流の促進に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項

[『牛久市文化芸術振興条例』第4条第2項より抜粋]

1. 牛久市が主催または支援している文化芸術事業（平成 27 年度現在）

文化芸術課において実施している文化芸術施策について、文化・文化財・美術・音楽の分野ごとに、事業名・事業内容・実施形式・実施場所／内容・基本方針関連項目の順に記載した。

実施形式凡例： 直 …市が直轄で実施する事業

支 …市が財政的・人的に団体を支援している事業

分野	事業名	事業内容	実施形式	実施場所／内容	基本方針関連項目
文化	市民文化祭開催を支援する	牛久市民文化祭実行委員会が実施主体となり、毎年 10 月中旬から 11 月中旬にかけて開催。シックコンサートやステージ発表（洋舞／邦楽）・展示・盆栽展・華道展・茶会・書道展等を実施している。	支	中央生涯学習センター (展示・発表)	(1) (3)
	文化協会の活動を支援する	文化活動をおこなう団体の交流事業（視察研修等）及び文化活動の普及事業（広報紙の発行）をおこなっている文化協会の活動を支援する。	支	市内生涯学習センター (活動拠点)	(1) (3) (8)
	文化公演事業実施を支援する	牛久市文化協会公演事業委員会が実施主体となり、市文化施設内ホールで文化公演を開催している。	支	中央生涯学習センター 文化ホール エスカードホール (公演)	(2) (3) (6)
	女化文化芸術活動を支援する	女化文化芸術活動推進協議会が実施主体となり、女化青年研修所の自然環境を活かした文化活動（各種講座・イベント・展示会）をおこなっている。	支	女化青年研修所 (講座／イベント)	(2) (3)
	定期映画上映会開催（エスカードシネマクラブ）を支援する	エスカードシネマクラブ運営委員会が実施主体となり、月 1 回エスカードホールにて定期上映会を自主的に実施している。	支	エスカードホール (上映会)	(2) (3)

分野	事業名	事業内容	実施形式	実施場所／内容	基本方針 関連項目
文化	小中学校芸術鑑賞会開催を支援する	小中学校芸術鑑賞実行委員会が実施主体となり、市内小中学校児童生徒に優れた芸術の鑑賞会を実施している。	支	中央生涯学習センター (鑑賞会)	(6) (9)
文化財	文化財を保護する	牛久歴史リレー講座の開催や、国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の災害復旧工事事業の支援、市指定文化財の解説板の設置等を実施している。	直	中央生涯学習センター	(5) (6) (7)
	埋蔵文化財を調査する	平成23年度より国庫補助事業として牛久市が事業を実施。主に公共事業や民間開発に伴う試掘確認の調査および市内遺跡発掘調査報告書の作成をしている。	直	中央生涯学習センター (調査) 牛久第二中学校・旧第一幼稚園園舎 (資料保存)	(5)
	小川芋銭展開催を支援する	牛久市小川芋銭展実行委員会が実施主体となって定期的に小川芋銭展を開催している。平成17年度から実施され平成25年度に第4回展を開催した。	支	シャトーカミヤ／エスカードスタジオ (展示)	(2) (3) (5) (11)
	小川芋銭記念館(雲魚亭)を公開する	昭和12年に建築され平成22年に市指定文化財の指定を受けた雲魚亭を一般公開している。	直	雲魚亭(公開)	(5)
	小川芋銭を調査・研究する 芋銭検定開催を支援する	牛久市が小川芋銭研究センターを拠点として小川芋銭についての調査・研究を進め、情報を発信している。	直	小川芋銭研究センター (調査／研究)	(6) (11)
美術	うしく現代美術展開催を支援する	うしく現代美術展実行委員会が主体となって地元作家の制作による現代の作品群を広く紹介している展覧会。平成7年に第1回展が開催された。	支	中央生涯学習センター (展示)	(2) (3)

分野	事業名	事業内容	実施形式	実施場所／内容	基本方針 関連項目
美術	小中学校鑑賞会 開催を支援する	うしく現代美術展の中の企画の一つで、会期中に作家と児童生徒が直に交流する鑑賞会。作家・行政・学校相互協力のもと実施している。	支	中央生涯学習 センター (鑑賞会)	(6) (9)
	学校移動美術展 を開催する	牛久市がうしく現代美術展実行委員会に委託しているアウトリーチ事業。学校での作品展示と作家によるワークショップをセットで実施している。	直	市内小中学校 (展示／ワー クショップ)	(6) (9)
	公共施設展示事 業を実施する	牛久市が市内公共施設への優れた芸術作品の展示をうしく現代美術展実行委員会に委託している。平成19年度に事業化された。	直	市内公共施設 (展示)	(2) (7)
	ビエンナーレう しく全国公募展 開催を支援する	実行委員会が実施主体となり2年ごとに開催する全国公募展。平成18年に第1回展を開催。	支	中央生涯学習 センター (展示)	(2) (3) (6)
	新たな文化芸術 活動を支援する	実行委員会が主体となり、新しい手法による現代的な文化芸術企画の運営を支援している。平成27年度はメディア・アートの制作を実施。	支	エスカード生 涯学習セン ター 中央生涯学習 センター (練習・公演)	(2) (3) (6)
音楽	音楽家協会定期 コンサート開催 を支援する	うしく音楽家協会が実施主体となり平成26年度より実施。年2回コンサートをおこなっている。	支	エスカード ホール (コンサート)	(2) (3) (6)
	ジュニアアンサ ンブルを支援す る	MUSE オーケストラうしくが主体となって高校生以下から構成されるジュニアアンサンブルの指導をおこなっている。平成22年からジュニアアンサンブルメンバーが参加するコンサートを年4回程度継続して開催している。	支	ひたち野うし く小学校 (練習) 中央生涯学習 センター (発表)	(2) (3) (6)

2. 牛久市文化芸術振興審議会の答申

市では、文化（条例に則り保護がおこなわれている文化財を除く）・美術・音楽各分野の今後の具体的な中長期計画について牛久市文化芸術振興審議会に諮問し、平成26年度に各分野からの答申を受け終えた。以下は各分野の答申を提言ごとに整理したもので、基本方針関連項目中の*は着目した点である。

〔文化分野〕 ※平成26年4月28日答申

提言	内容／課題	基本方針関連項目
1. 市民の文化活動に関する提言	発表の場等の環境の整備と施設提供・企画・情報等の側面的活動支援	(3) (7) (8)
	多様な人材の情報の共有化を図り、市全体で連携して活用すること	(3) (6) (11) *情報共有化
2. 教育支援に関する提言	日本文化に触れる機会の充実	(2) (6) (9) (10)
	国際文化交流を推進する	(10)
3. 文化財資料の調査、保存、継承、活用に関する提言	伝統行事の調査・記録・継承	(4)
	各種歴史資料の保存	(5)
	エリアを活かした城跡や神社仏閣の保存・整備・活用	(5) (7) (11) *地域計画
4. 環境の整備及び充実に関する提言	文化活動施設の充実	(3) (7) (8)
	文化財の収集・保管・展示施設の設置	(5) (7)
	文化活動情報発信に関する環境の整備	(1) (2) (7) (8) (11) *広報体制・連携強化

〔美術分野〕 ※平成 22 年 12 月 15 日答申

提 言	内容／課題	基本方針関連項目
1. 教育・育成に関する提言	小中学校児童生徒の育成事業の充実	(6) (9)
	芸術活動を担う人材の育成	(6)
2. 収集・保管・展示に関する提言	美術作品収集に関する計画策定や規則の整備	(5) (7)
	美術作品の展示および資料保管のインフラの整備	(7)
3. イベントに関する提言	企画力の向上とPRの強化	(1) (2) (11) *まちづくりとしての展開
	横断的な新しい事業の展開	(1) (3) (11) *まちづくりとしての展開
	来訪者交通手段の確保	(7)
4. 広報に関する提言	情報発信体制の強化	(2) (7) (11)
	情報発信手法の開拓	(2) (7) (11)
	来訪者へのサービス向上	(7) (11)
	広報費の確保	(11)
	文化施設の名称について	(11)

〔音楽分野〕 ※平成 24 年 10 月 24 日答申

提 言	内容／課題	基本方針関連項目
1. 小中学校での指導・音楽環境に関する提言	小中学校の希望に合わせて人材を派遣できるシステムづくり	(2) (6) (9)

提言	内容／課題	基本方針関連項目
2. 育成に関する提言	優れた芸術鑑賞の機会の充実	(2)(6)(9)
	子どもたちが伝統音楽に触れ継承する活動の支援	(4)(6)(9)
3. イベント開催に関する提言	芸術祭典の企画	(1)(2)(3)
	定期的な演奏会の開催	(2)(3)
	市内施設の活用	(7)
4. 広報・PRに関する提言	文化芸術都市宣言による市外へのアピール	(1)(11) *外に向けた情報発信
	文化芸術関連イベント情報の集約とサービス向上	(7)(11) *外に向けた情報発信
	情報発信の広報媒体の開拓	(7)(11)
5. 音楽団体等の支援に関する提言	音楽団体の設立支援	(3)
	コーディネーター人材の設置	(6)

3. 課題抽出

「1. 牛久市が主催または支援している文化芸術事業」から

課題① 基本的な目的が重複する事業の整理

表中の基本方針関連項目はすなわち事業の目的とも言える。そこに注目すると、分野は違うものの基本的な目的が重複している事業が多いことがわかる。目的ごとに事業内容の見直しを図るとともに、特に学校と連携した公共施設での鑑賞サポート型事業に関しては学校側の負担も大きいいため、学校教育機関等の対象者に配慮した手直しが必要である。

課題② サテライト事業^{注1)}の展開

実施されている場所に注目すると、多くの文化芸術事業が牛久駅周辺で実施されており、他地域での文化芸術事業が少ないことがわかる。今後、地域格差をなくすため市内各地で広く事業を展開し、全域で文化芸術に触れる機会を提供できるよう工夫が必要である。

「2. 牛久市文化芸術振興審議会の答申」から

課題③ 次世代の教育・人材育成

各分野において人材の育成について提言されている。青少年が文化芸術に接する機会の充実が求められるほか、コーディネーター等を含む文化芸術活動に携わる人材の育成も求められている。

課題④ 資料保管・展示の環境整備

文化芸術資料の適正な収集・保管の観点で、文化分野での歴史資料館や美術分野での作品展示・保管施設の必要性が提言されている。既存の公共施設の有効利用についても考えながら、文化芸術施設の整備が必要である。

課題⑤ 文化芸術活動の拠点形成

文化芸術環境の整備の観点で、制作発表や芸術活動をとおして人々が交流するコミュニティの核としての拠点の形成について提言されている。子どもから大人までが様々な文化芸術体験ができ、文化芸術に身近に触れられる創作活動スペースが求められている。

課題⑥ 広報・情報共有の強化

文化芸術活動を活発にするための支援のひとつとして、教育支援や情報提供等の側面支援^{注2)}について提言されている。現在の情報化社会にとって広報の強化は必須である。

課題⑦ まちづくりとしての事業展開

文化芸術はまちづくり等に寄与するものとして現在注目されている。美術分野の答申からも「横断的な新しい事業の展開」が提言されており、これは現代社会での文化芸術のあり方に深く関わるものでもある。

課題⑧ 国際交流事業の展開

牛久市はカナダのホワイトホース市、オーストラリアのオレンジ市と姉妹都市を締結し、平成25年にイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市と友好都市を提携した。これを機に行政内の連携体制を取りながら国際文化交流事業の充実を図り、文化芸術の視野を広げていくべきである。

注1) 核(中心)となる施設での事業と連動した内容で、異なる場所でおこなわれる事業/中継伝達機能

注2) ここでは資金援助による直接的な支援ではない、団体や芸術課が活動しやすくするためのソフト面での間接的なサポートを指す。

● 2-2 基本方針の柱と文化芸術振興の目標

1. 基本方針の柱

今回の基本方針に柱を立てることで、2-1で浮彫りになった課題と牛久市の様々な計画を踏まえ文化芸術振興における目標を明確化し、それぞれの柱ごとに第3章の文化芸術施策を組み立てた。

柱1, 育てる — 地域独自の文化芸術活動を創出するために

自由な発想を生かし個性に重きを置く文化芸術活動は、子どもの情操教育において大きな効果を生む。子ども達に向けた文化芸術事業を展開することで、未来の牛久市を担う人材を育成する。

また、『文化芸術振興基本法』や『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』にも記されているとおり、地方公共団体にはまちづくりとして地域の特色ある文化芸術活動を推進していくことが求められている。そのためにも、団体の組織力を高めると同時に企画力を強化する等行政の側面的な支援の必要がある。

該当する課題：①基本的な目的が重複する事業の整理 ③次世代の教育・人材育成
⑦まちづくりとしての事業展開

柱2, 伝える — 牛久の文化芸術の軌跡を残していくために

牛久市には、過去の文化芸術を伝える文化財等の歴史資料から現在おこなわれている文化芸術活動の資料まで数多くの資料が収集されているが、市民、特に若い世代における認知度は高くない。地域に残されている行事等も含めて、現在残されている市の歴史資料の調査・保護・整理に併せて、展示公開等市民が触れる機会の創出が求められる。同時に、そういった歴史資料を市外にも広く周知し、地域の魅力として発信することで郷土愛を育み、世代を超えた人のつながりを創出する。

また、現代作家の作品や活動に関するような現在の文化芸術資料については、未来の歴史資料になるということを認識した上で、保管・展示を適正な形でおこなえるよう環境を整えていく必要がある。

該当する課題：③次世代の教育・人材育成 ④資料保管・展示の環境整備

柱3, つなぐ — 文化芸術活動をより活発にするために

牛久市には文化芸術団体が多数あるほか、文化協会加盟団体数や市民文化祭参加数からみても文化系の趣味人口が多いことがわかる。今後さらに文化芸術に興味を持つ人を増やし、生きがいとして文化芸術活動への参加を促すことでこれからの文化芸術活動は発展していくと考えられる。そのためには若い世代や無関心層へアプローチし、文化芸術活動への積極的な参加を誘引することが重要である。

参加を誘引するには、文化芸術の活動拠点が大都市圏に集中しているという現状を受け、多彩な創造活動事業に触れる機会をより身近に設けることにも留意して企画や運営を進めることが必要になる。

また、今後の文化芸術事業をより活発化するには、場と場、場と人、人と人ひいては文化芸術と人をつなぐことも重要である。そのためには広報力を強化し、市内外に向けて文化芸術情報を積極的に発信していくことも大きな課題である。

該当する課題：⑥広報・情報共有の強化 ⑧国際交流事業の展開

柱4, 支える — 文化芸術活動のしやすい環境をつくるために

市民や文化芸術団体の主体的な活動を支えるためには、あらゆる人々がより活動しやすく、参加しやすい施設環境をユニバーサルデザインに配慮しながら整えていく必要がある。

また、牛久市には各生涯学習センターをはじめ公共施設が多数ある。その施設の有効的な活用も含め、中央生涯学習センターを核とした市内全域での施設利用の促進も今後の課題である。

該当する課題：②サテライト事業の展開 ⑤文化芸術活動の拠点形成

2. 文化芸術振興におけるビジョン

『牛久市第3次総合計画』では、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」を目指すべき将来像として掲げ「市民が郷土に愛着を持ち、ゆとりを持った暮らしの中で趣味や生きがいを楽しむことのできる、心地よい、ずっと住みたいまち」を目指している。牛久市は人の暮らしの場として発展し、成長から熟成の段階となっているのである。

このような市の総合計画・文化芸術基本方針の4つの柱（目標）の観点から今回の文化芸術振興計画の総合的なビジョンを「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」として、文化芸術をとおし、単に暮らしやすいだけでなく生きる喜びや楽しさが溢れる、市民が外に誇れる文化芸術のまちづくりの実現に努め、当基本計画の推進によって次世代を担う青少年の育成及び人材の育成ができる仕組みづくりを進め、未来へつながる持続可能な文化芸術のまちを目指すものとする。

第③章

文化芸術振興施策



- 3－1 継続的施策と新規施策
- 3－2 具体的展開

● 3-1 継続的施策と新規施策

市では様々な団体が独自の文化芸術活動をおこなっている。今期の文化芸術振興の総合的ビジョン「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」の実現に向けて、活動をさらに活性化し市内外に広めていくには、行政による包括的な施策が必要である。

このことから「育てる」「伝える」「つなぐ」「支える」という4つの柱のもと、施策を大施策・中施策に体系化し、実施事業の目的を明らかにする。

柱	大施策	中施策	展開方法
育てる	継 人を育てる	子どもの感性を育てる	○現行の学校関連のアウトリーチ事業（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の実施体系を見直し、より多分野に広げ、参加しやすい形で実施する。
		次世代を担う人材を育成する	○未来の芸術家を育てるために多様な発表機会を提供する。 ○企画運営力のある人材を育成するために、文化芸術活動に日常的に触れる機会を提供する。
	新 団体を育てる	企画力を育てる	○時代に即した独創性のある事業の企画実施を支援する。
		団体間の連携を強化する	○団体同士が持っているノウハウの共有化を促す。
伝える	継 歴史を伝える	文化財を保護する	○文化財（有形・無形・民俗資料・史跡等）の調査保存を継続的に実施する。
		文化芸術に寄与した先人を顕彰する	○市が所有する先人に関する資料を広く一般に公開する。
		郷土の歴史に親しむ環境を創出する	○文化財や歴史的資料を公開する施設を整備する。 ○史跡の維持管理支援を継続する。 ○歴史イベント（講義・講演会等）を実施する。
	継 伝統を伝える	伝統文化に触れる機会を設ける	○鑑賞会やワークショップなど伝統文化を体験する機会を提供する。

柱	大施策	中施策	展開方法
	新 現在を伝える	文化芸術資料を未来に残す	○展示施設・方針等の環境整備の推進により、作品・記録資料等の文化芸術資料を保存し広く公開する。
つなぐ	新 人と人をつなぐ	文化芸術コミュニティの形成を促進する	○文化芸術を媒体として市民・企業・学校・団体間のネットワークを広げるため、市のコーディネート機能を強化する。
	新 人と文化芸術をつなぐ	広報を強化する	○文化芸術専門情報誌等の新しい広報の開拓と、既存の広報手段の積極的な活用により、市内外への文化芸術情報発信を強化する。
支える	新 活動を支える	活動拠点の整備を進める	○活動の拠点となる多用途な文化芸術施設の整備と併せて、郊外の施設にサテライト機能を持たせ利活用する。

継 = 継続的施策…継続的に実施していく施策

新 = 新規施策…今回の計画期間において強化した施策

● 3-2 具体的展開

1. 育てる

継 人を育てる（大施策）—子どもの感性を育てる（中施策）

未来を担う子どもの育成には、小中学生の頃から多くの文化芸術に触れる機会を設けることが必要である。

現在、小中学校を対象に実施している鑑賞サポート型と専門講師の派遣型のアウトリーチ事業において、目的が重複した内容の事業については見直しするとともに、内容については分野を拡げて企画検討する等改善を図りながら、継続的に実施・支援していく。

実施方法についても教育機関と協議し、より参加しやすい方法に改善する。

継 人を育てる（大施策）—次代を担う人材を育成する（中施策）

若手芸術家の育成には実績を積み技術を磨く発表の機会の提供が必要である。そのため、講師派遣や展覧会・発表会を始めとする次世代の人材を育成する事業を継続して支援していく。

同時に、文化芸術活動を運営面で支えるコーディネーターとして適した人材を発掘し育成することにより、様々な活動に関わりを持ってもらえるよう働きかける。

また、将来文化芸術を担っていく人材を育成するためには、多くの文化芸術に触れる機会を設けそれぞれの感性を磨いていくことが重要であることから、様々なジャンルの公演や展覧会等の文化芸術事業を実施し、日常的に市民が気軽に文化芸術に触れることのできる場を設ける。

新 団体を育てる（大施策）—企画力を育てる（中施策）

現代社会における若い世代の人々は、従来の芸術作品・クラシック音楽のようなハイカルチャー分野だけでなく、新興の分野とも言われているアニメや漫画のようなサブカルチャーにも触れる機会が増えている。市の文化芸術をより幅の広い豊かなものにするために、時代に即した企画の実施支援をおこなっていく。

また、継続している事業においても広範囲の観点から企画の見直しを図り、より特色のある魅力的な事業に育てる。

新 団体を育てる（大施策）—団体間の連携を強化する（中施策）

前述のような新しい事業の実施および運営には、文化芸術分野の総合的な知識と経験が求められるため、文化芸術団体同士の協力体制を強化していく必要がある。

また、サポーターやボランティア等団体を支える人材も活用し、より活動の活発化を

推進する。

2. 伝える

継 歴史を伝える（大施策）－文化財を保護する（中施策）

『牛久市文化財保護条例』^{資7)}に基づき次に挙げる文化財を調査し、保護・保存が必要と認められる場合は、市指定文化財として登録する。

- 歴史的価値が高いもの及び考古資料で重要な有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・その他）
- 文化的所産で歴史上または芸術的に価値が高い無形文化財（音楽、演劇、工芸技術）
- 市民生活の推移を理解するための民俗資料（衣食住・生業・信仰・年中行事等の風俗慣習及びこれらに用いられる衣服・器具・家具）
- 史跡（貝塚・古墳・城跡・旧宅・その他の遺跡）
- 歴史上または学術上価値の高い天然記念物（植物）

継 歴史を伝える（大施策）－文化芸術に寄与した先人を顕彰する（中施策）

市民が郷土の歴史を学び、次世代や市外の人々に向けて広く郷土の文化芸術を伝えていくことはシビックプライドを形成し、一人ひとりがまちを構成しているという自覚につながる。

そのため、歴史の一つとして市の文化芸術振興に深く関わりがある先人の功績を市民に伝え残す。具体的には先人に関連する資料を広く収集し、またそれらを図書館等との連携も検討しながら公開する事業を継続的にこなっていく。

継 歴史を伝える（大施策）－郷土の歴史に親しむ環境を創出する（中施策）

市内遺跡出土埋蔵文化財や農機具等の民具の歴史資料を整理し、調査・研究した成果を公開する常設施設の整備、城跡の保存と維持管理、小川芋銭記念館『雲魚亭』や『シャトーカミヤ旧醸造場』等の維持管理支援を継続的に進める。

また、講義・講演会等のイベントを企画・開催し、広く当市の歴史に親しむ機会を創出する。

継 伝統を伝える（大施策）－伝統文化に触れる機会を設ける（中施策）

能・狂言等の日本古来の伝統芸能から日本舞踊等の民俗芸能や華道・茶道等の現在も続いている日本の生活文化まで、日本の伝統文化を鑑賞会・ワークショップ・教室等とおして鑑賞や体験できる機会を広く設け継承していく。

新 現在を伝える（大施策）－文化芸術資料を未来に残す（中施策）

現在の文化芸術資料は、後世において今の時代を伝える市の大切な文化芸術資料となりうるものである。

しかしながら、市では美術資料の保管・展示のできる専用の施設がないこと、収集方針が定まっていないこと等、ハードとソフトの両面が整っていないために適正な管理と活用ができていない。

このことから、今回「文化芸術資料を未来に残す」を「伝える」の施策の一つに位置づけ、牛久市文化芸術振興審議会からの『収集・保管展示の推進について』の答申^{資8)}を参考にしながら総合的に体制を整えていく。

3. つなぐ

新 人と人をつなげる（大施策）－文化芸術コミュニティの形成を促進する（中施策）

牛久市では、学芸員や芸術振興専門員等、文化財や文化芸術推進事業に専門に携わる人材を徐々に補うとともに専門部署を設け、調査・研究あるいはコーディネート機能を強化してきた。

それを受けて、施策においても市民・企業・学校・文化芸術団体のネットワークをより強化し、併せて行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促す。

例えば、文化芸術活動の運営における相談窓口を設け、市民と行政をつなぎ活動しやすくする。あるいはワークショップ等を多く開催し芸術家と市民もしくは市民と市民をつなぐ、国際文化芸術交流事業を実施し世界の人をつなぐ等、文化芸術担当課のコーディネート機能を発揮し、文化芸術を媒介としたコミュニティを創出するための様々な方を講じていく。

新 人と文化芸術を繋げる（大施策）－広報を強化する（中施策）

現在、牛久市では多種多様な文化芸術活動の情報の発信を広報紙やウェブサイトあるいは団体独自のチラシ冊子を用いておこなっており、文化芸術というカテゴリーでまとまった情報を得られる媒体はない。これから文化芸術ファンをさらに獲得していくためには、興味を持った情報がすぐに見つかるような簡潔で整理された情報提供の仕組みが不可欠といえる。

このことから、文化芸術に特化した情報誌の作成、市ウェブサイトやSNS等を積極的に活用した広範囲への情報提供等、より効果的な広報活動ができるように媒体を作成し活用する。

4. 支える

新 活動を支える（大施策）－活動拠点の整備を進める（中施策）

牛久市ではエスカード生涯学習センター・エスカードホールを改修する等文化施設の整備を進めており、クリーンセンターや市役所にも展示スペースが設けられている。

しかし市内文化芸術活動の主要な拠点である各生涯学習センターについては美術に関する設備が不十分であり、市内団体等は多目的スペースで作品展示をしているため、設営の不便さ等展示環境としては未整備である。同時に、ニーズの多様化により、展示だけでなくワークショップ・イベント・講座等様々な用途に使用できるスペースについても不足していると考えられる。

これらのことから、多様な世代や使用目的に対応することができる柔軟な活動拠点が求められていると言える。そのため、総合的な視点から展示機能を基本として活動拠点となる施設の整備を計画していく。

また、人が集まり活発な文化芸術活動が生まれる場、すなわちコミュニティの拠点として施設整備すると同時に市街地の拠点（核）に対し、サテライトとして市郊外の環境整備を並行して計画することにより、活動活発化の相乗効果を図っていく。

資料編

資料 1	文化芸術振興基本法32
資料 2	牛久市文化芸術振興条例38
資料 3	牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針41
資料 4	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次) 概要版54
資料 5	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律56
資料 6 - 1	牛久市文化芸術振興審議会 答申書 (文化分野 中長期計画の策定について)60
資料 6 - 2	牛久市文化芸術振興審議会 答申書 (美術分野 中長期計画の策定について)67
資料 6 - 3	牛久市文化芸術振興審議会 答申書 (音楽分野 中長期計画の策定について)75
資料 6 - 4	牛久市文化芸術振興審議会特別委員会規則79
資料 7	牛久市文化財保護条例81
資料 8	牛久市文化芸術振興審議会 答申書 (収集・保管・展示の推進について)92

資料 1 文化芸術振興基本法

平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号

〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術振興基本法

目次

前文

第1章 総則（第一条—第六条）

第2章 基本方針（第七条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項そ

の他必要な事項について定めるものとする。

- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ず

るものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体

験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者

の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

資料 2 牛久市文化芸術振興条例

平成 15 年 3 月 26 日条例第 2 号
改正

平成 21 年 3 月 23 日条例第 8 号
牛久市文化芸術振興条例

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号。以下「基本法」という。）第 4 条の規定に基づき、牛久市（以下「市」という。）における文化芸術の振興について、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定め、推進することにより、心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、基本法第 2 条に定める基本理念にのっとり、市の特性に応じた文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策の策定に、広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が市民であることを踏まえ、市民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、連携及び協力に努めるものとする。

4 市は、市が実施する施策に、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(市民の文化芸術活動等に対する援助)

第 3 条 市は、市民が自主的に行う文化芸術活動を促進するため、活動の場の提供、情報の提供その他必要な援助を行うことができる。

(文化芸術振興施策の基本方針)

第 4 条 市は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
- (2) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
- (3) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援に関すること。
- (4) 地域の伝統的な文化芸術の継承及び発展に関すること。
- (5) 地域の歴史的文化遗产の保存及び活用に関すること。
- (6) 文化芸術活動を担う人材の育成に関すること。
- (7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること。
- (9) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること。
- (10) 文化芸術の国際的な交流の促進に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項

3 市長は、基本方針を定めるときは、次条に規定する牛久市文化芸術振興審議会に諮問し、定めなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、当該基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(設置)

第5条 前条第3項の規定による諮問に応じて文化芸術の振興に関する調査審議等をするため、牛久市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第6条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本方針策定のための調査審議及び答申

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関すること。

(組織)

第7条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

一部改正〔平成21年条例8号〕

(任期等)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例8号〕

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

一部改正〔平成21年条例8号〕

(特別委員会)

第11条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成21年条例8号〕

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、文化芸術振興主管課において処理する。

一部改正〔平成21年条例8号〕

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 8 号）
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針

まえがき

平成13年12月「文化芸術振興基本法」が公布され、当市においても、平成15年4月「牛久市文化芸術振興条例」が施行された。

牛久市として、文化芸術振興に関しての目標を掲げ、文化芸術振興の基本的方向を示し、一層の振興を図るための施策を総合的に計画するなど、文化芸術の充実を図る。

市民の心に「潤いとゆとりある」生活を創出するため、自然を生かした保護・整備に心がけ、年齢・性別や障害のある無しに阻害されることのない環境づくりを目指し、個人や団体の意欲的な活動に必要な手を差し伸べ支援する。

I 牛久市文化芸術の目標

1 市民が誇りを感じ、市民に愛される文化芸術都市

牛久市の文化的生態的に優れた環境を市民が満喫し、これに対する市民の誇りが生まれ、育つように条件の整備、諸施設の設置、広報活動を推進する文化芸術都市を目指す。

2 市民が積極的に文化芸術活動に参加する文化芸術都市

誰もが文化芸術活動にそれぞれの形式で参与するとともに、特色ある独自の文化芸術活動を展開する文化芸術都市を目指す。

3 よそからも人が訪れる文化芸術都市

文化芸術活動を活発に行い、情報を収集広報し、諸設備を改善して他市地域からも人々が訪れる文化芸術都市を目指す。

4 多様な文化芸術があふれる文化芸術都市

多種多様な文化芸術があふれる文化芸術都市を目指す。

II 文化芸術振興の基本的方向

文化芸術は「人間が人間らしく生きるための糧」、「共に生きる社会の基盤」、「世界平和の基礎」（基本法前文）であり、文化芸術振興は「心豊かな市民生活の形成に資することを目的（条例第1条）」とする。

牛久市文化芸術振興条例第4条2に掲げられている11項目に沿って、文化芸術の意義を述べるとともに、本市の文化芸術振興の基本的方向とする。

(1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。

すべての市民が心にゆとりと潤いを、生活に充実感が持てるよう「一市民一文化芸術活動」運動を提案し、文化芸術活動への積極的な参加を推進するとともに、優れた芸術家、創作者、表現者、技能保持者及び団体を記録し顕彰する。また、文化芸術振興施策については市民主体の運営を目指し、市民の意見を反映した機構作りに取り組む事などで意識の高揚を図る。

市内外との関係の充実を図り、外部からの評価が得られるよう努める。

(2) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。

文化芸術は人間が人間らしく生きるための糧であり、心の豊かさや潤いを与えるものであるがゆえに、市民の文化芸術に接する機会の拡充は市民生活の質の向上に資するものである。この実現のために、多種多様の講座・公演の開催、市民が積極的に参加できる環境づくり、鑑賞・研修等の機会の充実、サイン計画等によるアクセスの充実を図る。また、文化芸術に関する情報等のネットワークの構築及び充実を図り広報に努める。

(3) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援に関すること。

文化芸術活動は市民の主体的、自発的な活動であり、これを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸ばし、自ら啓発を図ろうとする営みであることに鑑み、市は諸条件の整備を図るとともに、個人や団体の意欲的な活動に必要なところに手をさしのべるなど、文化芸術の振興が図られるよう措置を講ずる。具体的には、文化活動団体及び個人に対し、練習・発表時における施設の開放や人的支援を継続的に図り、作品展示やコンサートの定期的な開催の支援、知的所有権、著作物、著作権等が保護、活用出来るような環境づくりの振興を図る。

(4) 地域の伝統的な文化芸術の継承及び発展に関すること。

伝統的な文化芸術から学ぶべきことは多く、新たなる文化創造に結びつく。その継承及び発展によって、先人の思想・いとなみ・美意識などを知るとともに、市民に地域の伝統を再認識させ、郷土意識や市民意識を育む契機となる。伝統的な文化芸術の調査・記録を行い、展示や発表の機会を設け、保存・継承・活用を推進する。

(5) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。

地域の歴史文化遺産は、市民が共に生きる社会の基盤であり、市民の誇りでもある。これらを保存し活用することによって、牛久市民としての誇りと連帯を醸成する。文化一生態的環境（文化的に形成された生態環境）を生かした「市民の森」や「里山」、豊かな自然を生かした「自然の森」の保護・整備を図り、「市民の心に潤いとゆとり生活」の手段の1つとして、自然散策路や彫刻庭園など広域的な景観計画を実施し、城跡や古墳等の整備を行い、史跡巡りコースなどとして活用する。これらを学校における地域学習などでの活用にあ資するよう努める。また、市民・市所有の文化作品の記録と保存・活用も積極的に行う。すでに策定されている文化財保護計画を推進する。

(6) 文化芸術活動を担う人材の育成に関すること。

市民に質の高い文化芸術を提供し、豊かな社会の形成にあ資するために文化芸術活動を担う人材の育成が重要である。そのために、研修機会の拡充、芸術家・文化芸術指導者及び史跡ガイドなどの養成、文化芸術の教育機関の設立にあ努める。また、高度な専門知識を有する「市民博士」、学んだ人が学びたい人に教える「市民教授」など秀でた人材の発掘登録にあ努め、市民の力を活用する市民活動サポートセンターの充実を図る。さらに、民間

企業等に働きかけ、協力・理解を得て、支援活動の協力機運を醸成する。

(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。

文化芸術を求めて他地域から人々が訪れるようなまちづくりを目標に、文化芸術施設へのアクセス充実、及び市民の文化芸術の活動拠点となる施設の充実を図る。

現在ある施設の活用など広域的視点に立った相互活用も考慮しながら、歴史資料館・美術館・中ホール建設を推進する。

文化を振興する政策を進めるために独立窓口を創設し、統括機能高め、関係機関・市民等の連携を強化し、コーディネート機能の円滑化を図る。

(8) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること。

人間は生涯にわたって文化芸術的豊かさを享受するべきである。高齢、障害等の理由で文化芸術への参加やそれを享受する機会や可能性が阻害されることは、あってはならないことであり、必要な配慮がなされなければならない。そのために、バリアフリーあるいはユニバーサルデザインの思想にもとづき、誰でもが文化芸術活動に参加出来る環境づくりを目指す。

高齢、障害等と共に行う文化芸術活動を支援する。

(9) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること。

学校教育における文化芸術活動は、想像力豊かな、次世代を育む大切な役割を持っており、妥当かつ十分な支援をすべきである。学校教育における鑑賞・創造活動への参加のための環境整備、地域の芸術家等による指導の促進、体験学習の充実、文化芸術活動の成果を発表する機会の充実の為に必要十分な支援を推進する。青少年に対する学校内外での文化芸術活動への支援も重要である。

(10) 文化芸術の国際的な交流の促進に関すること。

文化芸術交流は世界平和の礎となるばかりでなく、ひと・もの・情報などとともに移動し、交流し、豊かさを増す性格を持つものであるから、牛久の誇りとする文化芸術を世界に発信するとともに世界の文化を受け入れ交流を促進することに大きな意義がある。姉妹都市はもちろん諸地域との文化交流、または市内及び近隣市町村在住外国人との文化芸術相互交流を推進し積極的に支援する。文化芸術に関する相互の紹介・作品交流・交換など幅広い活動が考えられる。

(11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項

牛久市は、上記基本的方向に基づき、心豊かな市民生活を形成するために施策を具体化しなければならない。

今後生まれてくる文化芸術の振興に係わる適切な支援を行う。

牛久市文化芸術の振興に関する基本的施策

牛久市の文化芸術については、自然環境を含めた地域の文化芸術を数千年にわたって継承してきた宝物として捉え、保護・継承・活用に努め、これらを牛久市民一人ひとりが宝物として位置づけられるよう教育・広報活動に努める。

歴史・自然・文化を整備・保護し、継承・活用出来るような環境づくりに努め、それらの諸条件の整備を、短期・中期・長期と3年ごとに見直しを図りながら、具体的施策の検討・整備にあたる。

1. 基盤の強化

(1) 市民の文化芸術に関する意識を掘り起こし、向上を目指す

現状と課題

長年にわたって^{注2}文化協会・^{注3}うしく現代美術展への人的、財政的支援を行ってきたが、さらに市民参加を広く呼びかけ、団体の拡大及び活動の幅を広げると共に、文化祭・うしく現代美術展を開催し、発表の機会を作り向上を目指している。またその他の市民グループによる多種多様な活動があり、生涯学習センター定期利用は約200団体に上る。たくさんの市民がこれらの活動に参加するには、参加しやすい環境作りやグループの紹介等広報が課題である。

^{注4}短期及び^{注5}中期的施策

- ・定例の文化芸術の集いを支援する。
- ・市在住の作家・演奏家などを中心とした作品展示及びコンサートの定期的な開催を支援する。
- ・文化芸術情報専門の独立したホームページを開設する。
- ・市報・タウン紙などで特集を組むなど、きめこまかな広報活動に努める。

^{注6}長期的施策

- ・「一市民一文化芸術活動」運動を提案する。
- ・^{注7}家庭資料館網を作り情報交換を行うと共に、市民所蔵の文化芸術資源の公開や機関誌の発行を支援する。

(2) 文化芸術施設への^{注8}アクセス充実を目指す

現状と課題

15年度より^{注9}コミュニティバスの運行が始まり、定期路線バスと共に利用され、以前よりは向上したが、コミュニティバスのルート改善及び本数の充実が課題であり、散策コース・サイクリングコースなどの活用も込めて、総合的な計画が必要である。また、市内に点在する史跡、公共施設などに関するマップや案内書が個別に刊行されているが、総合的な案内書等が必要である。

短期的施策

- ・文化風土地図（公園・史跡・公共施設・民間施設）を作成する。
- ・史跡などには案内板の設置やボランティアガイドを派遣する。

- ・文化事業開催時の臨時バス等を運行する。

中期及び長期的施策

- ・文化関係施設へのアクセスを充実させるため狭い道路の拡幅・駐車場整備等に努める
- ・文化芸術活動への参加を容易にするようコミュニティバス運行の充実を図る。

(3) 文化芸術を求めて市外から人びとが訪れるようなまちを作る

現状と課題

小川芋銭館・抱樸舎・牛久シャトー・牛久大仏等の見学及び文化ホールにおける公演等に限定されているのが現状であり、独自性・話題性のあるイベントの開催や文化財の整備及び紹介、さきがけとなる新たな事業の発想が課題である。

短期的施策

- ・ツアー企画を立て市内外に募集し牛久市の文化について認識してもらう。
- ・^{注10}サイン計画と広報に努める。

中期的施策

- ・牛久沼周辺の水辺の散策路を作る。
- ・文化財・芸術作品の整備と各メディアを活用した広報に努める。

長期的施策

- ・牛久市のまちづくりの中心に「文化芸術」を据え、質の高い魅力ある企画を定期的
に実施する。
- ・文化芸術都市計画を策定する。
- ・現状の文化施設や環境を関連付け、動線を考えて都市計画として文化芸術ゾーンを
設計する。
- ・芸術祭典開催と市内外に行き届いた広報に努める。

(4) 政策形成に民意を反映するために組織体制の確立を図る

現状と課題

文化芸術関係においては、牛久市文化芸術振興審議会、牛久市文化財保護審議会、牛久市文化公演事業市民活動委員会を設置し活動中である。市民主体の体制の確立及び運営が課題である。

短期及び中期的施策

- ・市民の意見を反映する機構作りに取り組む。
- ・文化芸術施策については市民と行政によるプロジェクトチームによる企画活動を始
動し、市民主体の運営を目指す。

2. 文化芸術施策の創造

(1) 芸術、^{注11}メディア芸術を振興する

現状と課題

うしく現代美術展、音楽愛好家の発表、コンサート等を実施している。いかに参加者を募るか、又は開催方法の検討が課題である。

中期的施策

- ・公募展や文芸作品・作曲等のコンテストを実施する。
- ・^{注12} 移動美術館等の招致やメディア美術館（ホームページ）開設を図る。
- ・舞台芸術活動を支援する。
- ・^{注13} ワークショップや講座・講演会の充実を図る。

（２）芸術家、文化芸術指導者を養成し活用する

現状と課題

美術講習会を実施し、長年の受講者はいるものの、生涯にわたる研修が必要であり、指導者の発掘並びに教育機関の新設が課題である。

短期的施策

- ・文化芸術団体の育成強化を図る。
- ・市内の文化芸術専門家の施策への参画を図る。
- ・地域の指導者育成（美術講習会の継続（県補助事業）の充実を図る。

中期的施策

- ・活動者・継承者・伝承者・専門的技能者・企画者・芸術家等の研修を実施する。
- ・芸術家交流会を設置し、人的交流の機会を設けると共に質の向上を図る。

長期的施策

- ・市立教育・研修機関（大学、専門学校、研修所）の新設を図る。
- ・市町村間及び教育機関との交流の促進を図る。

（３）青少年、高齢者、障害者の文化芸術活動の充実に向け支援する

現状と課題

各行政区での活動・各生涯学習センターのサークル活動共に高齢者が多く青少年・障害者の活動は少ない。様々な対象者の状況に応じた指導者の育成及び確保が課題である。

短期的施策

- ・文化芸術活動に対して様々なハンディのある人々が参加出来るように工夫する。
- ・研修機会の拡充と工夫を図る。

中期的施策

- ・小中学校・高齢者施設・障害者施設に文化芸術家を派遣し活動機会を増やす。
- ・活動の機会と各種催事情報を提供する。

3. 人材の発掘

（１）文化芸術振興のため市民の力を活用する

現状と課題

生涯学習ボランティアバンクとして登録制度をとっていた事業が、15年度から^{注14}市民活動サポートセンターとし新たにスタートした。100名近いボランティア登録があるものの、文化芸術に関する登録が少ないのが現状であり、発掘及び協力体制を意識づけるのが課題である。

中期的施策

- ・市民活動サポートセンターの充実を図る。

(2) 秀でた人材の発掘登録活用

現状と課題

市民博士（講義の出来る専門知識を持つ人）・市民教授（習い事で身に付けた秀でた芸・知識を持つ人）等、有償・無償の市民活動サポート登録制度を実施しており、約100名の登録がある。

中期的施策

- ・発掘作業に対する広報と収集を図る。
- ・文化芸術的意義のある思想、活動を記録し活用する。
- ・全国的に業績のある市民「市民博士」を選定する。

(3) 民間企業等の支援活動の協力機運を醸成する

現状と課題

現状では企業あがての支援体制はなく、支援を促すための研究と発掘が課題である。

中期的施策

- ・支援協力企業の顕彰を図る。
- ・多様な支援協力の形態を模索提案する。
- ・民間企業の支援協力活動を^{注15}コーディネートする。

4. 保護の拡大

(1) 伝統芸能を保存する

現状と課題

城中の源太ばやし・かっぱ太鼓（大人）・わんぱく太鼓（子供）・城中太鼓（三中）が活動しており、牛久市史・資料編が刊行されているが、継承者の発掘・育成が課題である。

中期及び長期的施策

- ・次世代への継承を奨励し、発表の機会の充実を図る。
- ・文字、映像、音声等で記録・活用する。

(2) ^{注16} 指定文化財等を調査、保存、記録、広報、活用する。

現状と課題

城跡や古墳等の整備は手付かず状態であり、整備保護の必要がある。また、県5市12の文化財が指定されているが、公開が課題である。

短期及び中期的施策

- ・文化財指定のための調査をする。

長期的施策

- ・城跡や古墳等を整備保護し、史跡めぐりコースとして位置づける。

(3) 郷土文化（生活文化、娯楽、祭り、伝統行事、民俗芸能）を保存・普及する

現状と課題

生活文化としては文化祭、現代美術展、生涯学習講座、文化協会活動、囲碁・将棋等の娯楽文化、かっぱ祭り・ワイワイまつり・鯉まつり・図書館まつり等の祭り、桂の団子念仏・東獺穴の盆綱・牛久祇園まつり等の伝統行事、城中の源太ばやし等の民俗芸能等がある。中には数年先には記憶する人がいなくなる可能性があり、保存には急務を要する。

短期的施策

- ・現在実施の祭り等の継続及び充実を図る。

中期的施策

- ・聞き取り活動を市内全域で実施し、収集・記録を行い、紹介する。
- ・方言の記録や昔ながらの料理、^{注17}生活対処方法の記録、継承をする。

(4) 自然環境を保護、活用する

現状と課題

行政及び自然保護団体においての里山づくり、散策路（ビートルズトレイル）の整備がされている他、昔ながらの姿を残した、住宅地近辺に残された数少ない自然を「^{注18}市民の森」に現在2箇所が指定されているなど、当市には、まだまだ多くの自然があり、過去には牛久沼を利用した浮田などもあった。昔ながらの自然を利用した耕作促進及び自然を生かした総合的なまちづくりが課題である。

中期及び長期的施策

- ・自然環境を生かした市民の森の拡大と市民里山構想の実現を図る。
- ・里山を活用した炭作りや湧き水を利用した水田耕作など伝統的文化の活用を支援する。
- ・豊かな自然を生かした自然の森彫刻庭園等の新設整備と広域的な景観計画を実施する。
- ・自然の地形を生かした散策路作りの拡大を図る。
- ・里山を保存する為の地権者の理解を図る。

(5) 優れた作品の発掘と保存

現状と課題

牛久シャトーの活用、雲魚亭の公開、指定文化財の出前講座による説明及び視察研修等を実施している。固有の文化財については、公開方法が課題である。

短期的施策

- ・文化作品の保存と記録、公開の拡大を図る。

5. 機会の拡充

(1) 市民の鑑賞・研修等の機会の充実を図る

現状と課題

当市には、美術館、博物館等の展示施設がなく、展覧会においては生涯学習センター以外では民間経営によるギャラリー等の利用による発表が主流であり、公演等は市職員による企画が多く市民のニーズ把握が課題である。

短期的施策

- ・公演、展示等文化イベントの企画を拡充する。

(2) 学校教育における文化芸術活動の拡充を図る

現状と課題

小中学生を対象として「うしく現代美術展」の学校鑑賞会が実施されてきているが、その他各種文化活動と学校教育との連携が課題である。

短期及び中期的施策

- ・文化芸術に関する体験学習などへの支援を図る。

(3) 他市町村及び国際交流を推進する

現状と課題

ホワイトホース市、オレンジ市、水府村、色麻町との姉妹都市関係があるが、調印から時間が経過し一部の交流に留まっている。文化芸術を含めた独創的な企画により交流の推進が図られる事を期待する。

短期及び中期的施策

- ・文化芸術の紹介活動（対外国人含む）を推進する。
- ・市内近隣市町村在住外国人サークルとの文化芸術交流を推進する。

長期的施策

- ・市が関係するあらゆる交流の機会には出来るだけ文化芸術を関連させる。
- ・海外姉妹都市との文化芸術相互交流を推進する。

(4) 生涯学習の振興

現状と課題

生涯学習センター講座については、職員企画講座、市民企画講座が実施されており、文化事業については、行政及び市民団体による公演・講演会・講座等が実施されている。振興を促進するには、住民ニーズの把握が課題である。

中期的施策

- ・家庭教育・学校教育・成人教育・熟年教育の学習環境の充実を図る。
- ・文化芸術講座を開催する。
- ・文化団体の活動の支援及び活用を図る。

6. 支援体制の整備

(1) 市民の文化芸術活動拠点の施設建設

現状と課題

中規模ホール建設については、牛久市議会において平成4年議会満場一致にて請願が受理されたが、市民の合意及び財源確保が課題である。

公共施設、行政区会館の有効活用を図り、その他の施設（スーパー、病院、駅、ファミリーレストラン、寺院霊場、うしくシャトー、公園等）活用の為の協力関係を模索していくことが課題である。

中期的施策

- ・現存の各行政区会館・学校施設を有効に活用する。
- ・街角コンサート、小コンサート、音楽・舞踏等が出来る場の確保に努める。

長期的施策

- ・歴史資料館、美術館等の機能を備えた常設展示場、中規模ホール（総合文化館）を作る。
- ・市民の憩いの場としてのアートフィールド（芸術庭園）を作る。
- ・市民、文化芸術専門家、行政の参画等で建設計画を進める。

（２）情報通信技術を活用する

現状と課題

当市は、平成15年度から^{注19}光ファイバーによる^{注20}インフラ整備及び各課のホームページが開設され情報が提供出来るようになった。職員の技術向上及び内容の充実が課題である。

短期的施策

- ・文化芸術に関する情報等のネットワークの構築及び充実を図る。

中期及び長期的施策

- ・情報技術専門職を養成し、市町村間及び施設間の交流を図り、情報収集と情報発信の面で効果的に活用する。
- ・ホームページ、インターネット、^{注21}ケーブルテレビ、^{注22}イントラネット等インフラ整備と内容の拡充、活用を図る。

（３）専門組織の高度化を図る。

現状と課題

平成15年度から生涯学習課内に文化グループがスタートしたが、現在の文化グループでは統括機能やコーディネイト機能等を発揮するのは困難である。文化を振興する政策を進めるためには独立窓口を創設し、統括機能を高め、関係機関・市民等の連携を強化しコーディネイト機能の円滑化を図ることが課題である。

短期的施策

- ・職員を国・県の機関に派遣して、文化芸術専門職員を養成する。
- ・専門職の人材を配置し、機関として活動できる体制を確立する。（1～2名）
- ・新設の文化芸術振興部局を設け、統括・企画・調整・情報・運営機能等の業務を行う。
- ・全文化活動展開の掌握とビジュアル化を進める。
- ・文化芸術振興のため、国や県などの各種基金等を活用する。

（４）知的所有権、著作物、著作権等を保護、活用する

現状と課題

特許権・著作権等については、市町村職員においてはまだまだ未知の世界であり、国主催の研修会に参加している状況である。権利についての情報を得ることが課題である。

中期及び長期的施策

- ・著作権について関係者へ学習会の実施や広報を推進する。

(5) 文化芸術に関する出版物等を刊行し普及する

現状と課題

「牛久市史」、文化協会「うしく史跡めぐりガイドブック」、現代美術展「美術展図録」が刊行されている。さらに各種出版物を活用すると共に刊行を図っていくことが課題である。

短期的施策

- ・タウン紙を活用する。
- ・公的・私的作品集の紹介、陳列の支援を図る。
- ・文化芸術案内のリーフレットなどの刊行に取り組む。
- ・史跡めぐりガイドブック等は、交通を配慮して作成する。

7. 評価

(1) 周辺市町村から信頼されるまちづくり（文化芸術都市としての評価）

現状と課題

牛久市及び近隣市町村在住の専門家として活動中の芸術家による「うしく現代美術展」は毎年開催され好評を得ている。他企画の受け入れ体制の計画、周辺地域への広報・交流活動方法が課題である。

中期及び長期的施策

- ・質の高い展示会や発表会を積極的に積み重ね、信頼を得る。

(2) 優れた芸術家、創作者、表現者、技能保持者、団体等を記録し顕彰する。（文化芸術への評価）

現状と課題

当市には、小川芋銭、住井すゑ、徳富繁など優れた芸術・創作者が在住していた経緯があり、現在も多く音楽家・美術家・芸術家等が住む環境にある。著名な文化人も若い世代には馴染みの薄い存在であり、記録・顕彰等を図り継承していく必要がある。

中期的施策

- ・牛久生まれの該当者・牛久にゆかりのある該当者の調査を実施する。
- ・芸術家、文化芸術振興の寄与者に対する積極的且つ広範な顕彰を図る。
- ・顕彰（各部門芸術賞・功労賞・市民賞）の新設を図る。
- ・文化情報収集と登録システム、顕彰形態と方法の検討を図る。

(3) 目標の設定と内部及び外部からの評価（文化芸術施策の評価）

現状と課題

行政の各課においては、多くの審議会を開設し、各基本方針の作成等にあたっているが、作成後の評価体制は少なく、これからの課題である。

短期的施策

- ・^{注23} 第三者機関による施策の点検評価を行う。

用語解説

(この解説は「牛久市文化芸術の振興に関する基本的施策」についての用語解説である)

注¹ **文化芸術都市**：作品展及びコンサートの定期的な開催、文化ホールにおける公演事業開催、自然を生かした総合的なまちづくり等の事業を通し、文化芸術を求めて他地域から人々が訪れるような、文化芸術の活発な都市。

注² **文化協会**：市民の74文化団体が美術・合唱・器楽・舞踊・洋舞・民謡・詩吟・邦楽・茶道・園芸・華道・服飾手芸・文化の部会に分かれ、意識を高めるため発表の機会を設けながら活動している団体で市内の文化芸術の振興に貢献している。

注³ **うしく現代美術展**：地元芸術家が探求している現代美術の作品を、一同に集めて広く市民に紹介している美術展で、生涯学習センターを中心会場として毎年開催されている。この美術展は、作家・行政・市民、三位一体の協力のもとに、牛久市の美術専門家の作品展として始められ、毎回出品作家を審査して開催され、市内の文化芸術の振興に貢献している。

注⁴ **短期的施策**：3年以内を目標に整備する事業

注⁵ **中期的施策**：7年以内を目標に整備する事業

注⁶ **長期的施策**：10年を目標に整備する事業

注⁷ **家庭資料館網**：市民所有で昔使用した農具、台所用品・洋服等の生活民具を、一定期間各家庭の納屋・蔵などを開放し連携して展示公開する組織。

注⁸ **アクセス**：文化施設などの目的地への連絡のための交通手段。

注⁹ **コミュニティバス**：路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する乗合バス（かっぱ号）

注¹⁰ **サイン計画**：牛久市各地域の様々な事業で使用する記号・表示・標識の総合的な計画。

注¹¹ **メディア芸術**：電子機器等様々なマスメディアを利用した芸術。映画、マンガ、アニメーション、ビデオ、コンピューターアートなど多くの分野がある。

注¹² **移動美術館**：茨城県立近代美術館は、県民が美術に親しむ事を目的に、輸送・管理全ての予算を県が負担し、各地域を会場に移動美術館を開催している。

- 注¹³ **ワークショップ**：参加者が自ら主体的に参加し、交流する、体験的かつ双方向的に学ぶ学習の手法や場のこと。
- 注¹⁴ **市民活動サポートセンター**：地域貢献活動を志す市民の登録及びあっ旋に関する業務を行うところ。
- 注¹⁵ **コーディネート**：機能を連携・調整すること。
- 注¹⁶ **指定文化財**：歴史的・文化的に価値の高い史跡、彫刻、工芸品、建造物、天然記念物を国・県・市が指定制度をとっており、現在牛久市は県5、市12の文化財が指定されている。
- 注¹⁷ **生活対処方法**：昔ながらの怪我・病気の治療法、健康予防料理法、調味料作り等昔から伝わる料理法又は食品素材の利用法など。
- 注¹⁸ **市民の森**：「牛久市みどりと自然のまちづくり条例」に基づいて設置された森。みどりと自然を維持するために保全する必要があると認められ、かつ所有者、占有者ならびに維持管理を行なう周辺住民組織の同意が得られ、その森の樹木が健全かつ美観上優れており市民の利用が可能な区域で、現在「南裏市民の森」「籠田市民の森」の2つが指定されている。
- 注¹⁹ **光ファイバー**：光による信号を伝送するための細いガラスの繊維。銅線ケーブルに比べて多くの情報を伝達することが出来るため、大容量の通信が可能。
- 注²⁰ **インフラ整備**：社会経済発展の基礎となる通信の基礎構造を整備。
- 注²¹ **ケーブルテレビ**：有線テレビ。多チャンネルで双方向機能を有する。
- 注²² **イントラネット**：インターネットの技術であるネットワークの情報検索や情報提供の技術を企業などのLANに応用したもの。地域や組織内でコンピュータネットワークを構築し、情報の共有化や提供などを目的としたシステム。
- 注²³ **第三者機関**：当事者以外の外部機関で目的を達する手段として設置された組織

資料4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）概要版

【別紙】

文化芸術の振興に関する基本的な方針 —文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

<今回の改訂のポイント>

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生, 2020年東京大会, 東日本大震災等)
- 我が国が目指す「**文化芸術立国**」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ✓ **あらゆる人々**が全国様々な場で創作活動への参加, 鑑賞体験ができる機会の提供
- ✓ 2020年東京大会を契機とする**文化プログラムの全国展開**
- ✓ 被災地からは復興の姿を, 地域の**文化芸術の魅力と一体となり**国内外へ発信
- ✓ 文化芸術関係の新たな**雇用や産業が現在よりも大幅に創出**

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に**約6割**へ)
 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に**約6割**へ)
 寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に**倍増**へ)
 鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に**約8割**へ)
 文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に**約4割**へ)
 訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に**2000万人**へ)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓ 地方創生:文化芸術, 町並み等を地域資源として戦略的に活用し, **地方創生の起爆剤に!**
- ✓ 2020年東京大会:全国津々浦々で, あらゆる主体が『**文化プログラム**』を展開, 多くの人々が参画
→2016年リオ大会後, オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し, 機運の醸成
- ✓ 東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で, 国内や世界のモデルとなる『**新しい東北**』の創造
- ✓ 文化芸術への公的支援を, 戦略的投資と位置づけ, 文化芸術振興への**支援を重点化**

第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ✓ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど, **我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援**
- ✓ **日本と海外との多様な芸術交流**など, 分野の特性に配慮しつつ, 戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ✓ **地域の多様な主体**による文化政策の立案
- ✓ 国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ✓ **文化芸術創造都市**の全国的ネットワークの充実・強化, 観光・産業振興との連携
- ✓ **日本版アーツカウンシル**
- ✓ 障害者の芸術活動の振興
- ✓ 全国の公演や文化芸術イベント等の**一元的発信体制**
- ✓ 2020年東京大会を見据えた**ファンドへの協力要請**, 民間企業等の活動の促進

重点戦略2: 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ✓ 子供や若者の「**創造力**」と「**想像力**」の育成
- ✓ **学校**における芸術教育の充実
- ✓ **雇用の増大**を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用

重点戦略3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ✓ **文化財の積極的活用**による、各地域の地域振興・観光振興等
- ✓ 「**日本遺産 (Japan Heritage)**」認定の仕組の新たな創設
- ✓ **ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産**への推薦・登録の積極的推進
- ✓ **水中文化遺産**の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4: 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ✓ **デジタルアーカイブ化** (映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等)の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信
- ✓ 文化施設等を**ユニークベニュー** (*1)として公開・活用し、MICE (*2)の誘致や開催
 - (* 1) ユニークベニュー: 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。
 - (* 2) MICE: Meeting (企業等のミーティング)、Incentive (企業等の報奨・研修旅行)、Convention (国際会議)、Exhibition/Event (展示会・イベント)の総称。
- ✓ 我が国の高度な**文化遺産保護**に係る知識・技術・経験を活用した**国際協力**の推進
- ✓ **東アジア文化都市**の取組、東アジアにおける**若い世代の芸術家等の交流**の推進
- ✓ 外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5: 文化芸術振興のための体制の整備

- ✓ **国立の美術館、博物館や劇場**の機能の充実
- ✓ **国立のアイヌ文化博物館(仮称)**の2020年の開館に向けた準備
- ✓ 文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ✓ デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興 | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進 | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解 | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等 | 10 その他の基盤の整備等 |

資料5 劇場、音楽堂の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第1章 総則（第一条—第九条）

第2章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的

に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第3条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第5条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）

は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実に努めるとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第6条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第8条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第10条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第11条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第12条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図る

ため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第13条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第14条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第15条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第16条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料6-1 牛久市文化芸術振興審議会 答申書（文化分野 中長期計画の策定について）

本委員会は、平成24年10月6日貴殿より諮問を受けた下記の事項について審議を重ねた結果、意見をとりまとめましたのでここに答申いたします。

諮問事項 牛久市の文化分野の振興に関する具体的な中長期計画の策定について

平成26年4月28日

牛久市長 池辺 勝幸 殿

牛久市文化芸術振興審議会

委員長 中村 一雄

副委員長 西村 明芳

委員 池田 孝子

委員 市川 圭一

委員 大山 和男

委員 後藤 雅宣

委員 齋藤 弘道

委員 深谷 裕子

委員 宮地 正人

委員 吉岡 靖子

牛久市文化芸術振興審議会
文化分野特別委員会

委員長 中村 一雄

副委員長 佐々江 健治

委員 石井 美知夫

委員 宮地 正人

委員 森田 武

（五十音順）

目 次

はじめに

1. 市民の文化活動に関する提言

(1) 市民の文化活動の充実と発表する機会の拡充

(2) 文化芸術振興における人材の情報収集と活用

2. 教育支援に関する提言

(1) 日本文化に対する教育支援

(2) 国際交流における文化交流の推進

3. 文化財資料の調査、保存、継承、活用に関する提言

(1) 市内の伝統行事の調査、記録、継承

(2) 将来に向けた各種資料の保存

(3) 城跡や神社仏閣の保存、整備、活用

4. 環境の整備および充実に関する提言

(1) 文化活動施設の充実

(2) 文化財の展示・収集・保管専用施設の設置

(3) 情報発信に関する環境の整備

1. 市民の文化活動に関する提言

市民による文化活動は、市民の主体的、自発的な活動で、これを通じて創造性を発揮し、個性を伸ばし、自ら啓発を図ろうとする活動である。また、市民の文化芸術に接する機会の拡充は、市民生活の質の向上に結びつくものである。市の役割としては、市民の文化芸術に接する機会を拡充し、市民の自主的な文化活動に対して支援することが考えられる。

(1) 市民の文化活動の充実と発表する機会の拡充

実行委員会を中心に毎年企画開催されている市民文化祭は、各市民団体にとって文化活動の貴重な発表の場となっている。市民が充実した文化活動を展開していく上で、それを発表する機会を設けることは大変有意義なことである。発表の場があるということは、市民にとって文化活動の励みになり具体的な目標にもなる。

市には発表内容に即した質の高い舞台環境や展示環境の提供を希望する。また、市民文化祭のさらなる充実を図るためには、実行委員会において企画構成を再検討することも考えられる。その際にも市の協力支援を望むものである。

また、市は市民文化祭のみならず、個人や団体の意欲的な文化活動に対して支援をしていく必要がある。具体的には、練習・発表時における施設の提供や必要な情報提供、相談に応じてアドバイスをするなどといった側面的な支援である。

(2) 文化芸術振興における人材の情報収集と活用

牛久市文化協会は、80の市民団体が加入し、会員数約1,600人を有する市内最大規模の組織で、様々な分野において活発な文化活動がなされている。一方、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターには、地域におけるボランティア活動および市民活動を幅広く支援する拠点施設として数多くのボランティア団体が登録し、様々な情報の提供や協働活動の促進などの活動を展開している。それとは別に、うしく現代美術展実行委員会やうしく音楽家協会のようにその分野の専門家で構成され活動している団体もある。さらに市と市民が企画開催している生涯学習課の講座（生涯楽習講座）は、文化芸術のみでなく歴史・パソコン・料理・健康など幅広いジャンルを学べる機会として定着しており、専門知識を有するその講師陣の数も多い。

このような牛久市の多様な人材の情報を広く集めて整理し、牛久市の文化芸術振興の発展に寄与できるように情報の共有化を図らなければならない。そのためには各担当部署との連携・協力体制が必要であり、これらの情報を市民ニーズに合った講演、講義等、文化芸術振興に関わる施策に役立ていくことが重要である。

2. 教育支援に関する提言

次世代を担う小中学生が文化に対する理解を深め芸術に親しむ心を養うことは、感性の磨かれた創造性豊かな人間形成の礎となる。牛久市での文化的体験や経験は、文化芸術の豊かな牛久市を将来にわたって全国、あるいは世界に発信することにもつながっていく。文化芸術の教育は、牛久市が文化芸術都市を形成する上では外すことのできない重要な項目である。

（1）日本文化に対する教育支援

感性豊かな小中学生が日本の伝統文化を鑑賞し日本の文化に触れることは、国際化社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育むことにもつながる。現在、牛久市では日本文化に触れる機会として、小中学生を対象に「小中学校芸術鑑賞会」が実施されている。この鑑賞会は、日本文化に触れる重要な機会であり、今後も継続して実施し、さらに充実した事業となることを望む。

茶道・華道・琴（箏）・和太鼓・舞踊等についても、日本独自の文化として後世に伝えたいものである。しかし、現在は普段の生活の中で子どもたちがこれらに触れる機会は極めて稀なことであり、学校での体験指導も困難な状況といえる。そこで学校に指導者を派遣し、子どもたちにこれらを体験する機会を設けることを希望する。そのためには学校と指導者との連携を構築するために市と地域などの協力が必要になってくる。

また、童謡・唱歌等は、日本人にとっては子どもから大人まで誰もが歌うことができた歌曲であった。しかし現在は音楽の教科書から消えたものが多く、これらの歌を子どもたちに触れさせる機会を設けることも必要と考える。

（2）国際交流における文化交流の推進

現代社会においては、国際社会を視野に入れ、優れた日本文化に目を向けた教育支援を子どもたちに対して行っていく必要がある。なぜなら、単に英語が話せたとしても、日本のこと、牛久のことを理解して外国人に伝える知識がなければ真の国際人とは言えないからである。

市の事業のひとつである姉妹都市との国際的な文化交流は、次世代を担う中高生が異文化に触れられる極めて貴重で有意義なものである。今後も事業を継続的に実施し、文化交流を進めることを希望する。そして、文化交流事業に参加する本人が「何を学ぶべきか」を自分自身で考えた上で国際交流に参加できればさらに大きな効果があると考えられる。企画する段階での配慮を望むものである。

3. 文化財資料の調査、保存、継承、活用に関する提言

伝統的な文化芸術からは学ぶべきことが多く、新たなる文化創造に結びつく糧となる。それは、先人の思想・いとなみ・美意識など地域の伝統を市民が再認識し、郷土意識や市

民意識を育むきっかけとなる。また地域の歴史文化遺産は、市民が共に生きる社会の基盤であり、市民の誇りでもある。これらを調査し保存することは、継承、活用に対する支援にもつながる重要なものである。

(1) 市内の伝統行事の調査、記録、継承

桂地区の「団子念仏」、東端穴地区の「盆綱」、牛久「祇園まつり」などの現在でも行われている「地域独自の特色ある伝統行事」は、映像として記録を残しておく必要がある。将来は消滅する可能性があるため、記録は詳細かつ具体的であることが望ましい。今後、行事が廃れてしまったとしても、当時の風習等の変遷を知ることができる貴重なものとなるであろう。そして将来、再興することになった場合に、参考になる形で記録することが重要である。

現在、すでに行われなくなった伝統行事については、当時の状況を把握している人が今後減少していくため、これまでに未調査のものについての調査保存は急務を要する。そして、すでに調査済みの資料なども含め、統括した情報の整理が求められている。なお、伝統行事の調査、記録、継承に対する具体的な内容については、文化財保護審議会で検討していくことが望ましい。

(2) 将来に向けた各種資料の保存

各種資料は、年月の経過とともに貴重な歴史資料と成り得るものがある。しかし、法的に保存義務がないことから、かなりの資料が散逸しているのが現実である。その時々においては、なんら価値がないと思われる資料であっても、50年、100年後を見据えた場合は、当時の生活・文化・風俗等の変遷をうかがい知ることができる貴重なものとなる。これら資料の保存・管理に努めることが重要であり、今後、新たな市史編纂業務を再開した場合には近世・近代の重要な資料となるものである。

(3) 城跡や神社仏閣の保存、整備、活用

市内にはいくつかの城跡があり、これまでも様々な整備がされてきた。今後もさらに整備を進め、他地域から人々が訪れるようなまちづくりを望む。

牛久駅西側地域に関しては、牛久市都市計画マスタープラン審議会委員が牛久駅西側地域整備基本計画策定審議会で現在審議中でもある。牛久城址周辺の地域は「歴史・自然・文化エリア」に分類され検討されている。この基本計画とも整合性を持って保存・活用していかなければならない。

神社仏閣については、単に保存するだけでなく、防災体制を整備することも重要であり、それぞれの魅力をホームページ等を利用して効果的に紹介発信する方法も考えられる。

4. 環境の整備及び充実に関する提言

市内でのあらゆる文化芸術活動の充実を図り、文化芸術を求めて他地域から人々が訪れるようなまちづくりを進めるためには、文化芸術の活動拠点となる施設のさらなる充実を

図る必要がある。そのためには、現在ある施設の有効活用と新たな施設の建設の両面を考慮しながら施策を推進していかなければならない。

（１）文化活動施設の充実

多様な文化活動や学習を行ない、成果を発表する場、文化にふれる場として市内各生涯学習センターや文化ホール、エスカードホール、図書館などの生涯学習・文化施設が重要な役割を果たしている。

各施設（エスカードホールを除く）とも開館から20年以上が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいる。いずれも市民の貴重な文化活動の拠点であることから、中長期的な計画を立案し、施設を維持できるようにする必要があると思われる。

また、これらの施設は、年齢・障がいの有無などにかかわらず、様々な利用者の視点に立って、より利用しやすく、快適で、楽しめる施設とするための工夫も必要である。そのためには、利用者の声に耳を傾け、常に改善を続けていく姿勢をもつことが重要である。誰もが平等に文化芸術活動に参加できる環境づくりを今以上に進めていただきたい。

現在、文化活動する個人や団体の活発な活動によって文化活動施設の利用率は高い状態となっている。今後、施設利用者の増加に対応するためには、現在の施設をさらに効率的に活用していく方法も検討しなければならない。具体的には、施設の有効利用を図るための貸出時間区分の変更、施設使用料の見直し、学校の余裕教室を利用した文化活動施設の拡充などがあげられる。

図書館運営は、知的情報源の発信拠点として重要な役割を担っており、地域文化の成熟度を測り知ることができると言われてしている。牛久市の図書館は、以前より先進図書館として全国から視察団が訪れるなど高く評価されている。図書館業務は、今後、地域において増々重要な役割が課せられており、特に蔵書内容の充実が図書館行政の生命線であるといっても過言ではない。蔵書内容の充実はもとより、専門書籍においても相互貸借の充実を図り、多様な市民ニーズに応えていただきたい。

（２）文化財の展示・収集・保管専用施設の設置

文化財の展示・収集・保管専用施設は、主に、地域の歴史・自然・文化に関する資料を通じ、過去から現在に至るくらしや文化、自然を知り、自分や地域の過去を知ることで、自分自身や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点としての役割が期待される。

牛久市は、約3万年前の旧石器時代には人が生活していた痕跡が確認され、中世には後北条氏と佐竹氏による争いの最前線として重要な役割を果たしていた。また、江戸時代には牛久藩の陣屋が築かれ、水戸街道の宿場町である牛久宿が栄え、明治時代には女化原で行われた近衛砲兵大隊の大規模演習に伴う行幸があり、神谷傳兵衛によって日本初の本格的なワイン醸造場であるシャトーカミヤが建設された。さらに、日本画家の小川芋銭や文学者の住井すゑなどの郷土の先人たちもいる。

以上のように、牛久市には周辺地域に勝るとも劣らない歴史がある。しかし、現在の牛久市には資料館などの資料の展示・保管施設が不十分である。文化財保護法第3条の趣旨に則り、今後、広く牛久市の歴史を周知するとともに、より多くの市民が郷土に愛着をもてるように、牛久市に特化した資料の展示・収集・保管施設の設置を強く希望する。

小川芋銭の作品及び資料は、美術作品としての価値に留まらず市にとっては重要な歴史資料でもある。作品は、単独の空間を確保できる施設にて常設公開することが望ましい。そして芋銭作品等の収集は、第三者機関を設置し、その意見を踏まえて収集する必要があると考える。

(3) 情報発信に関する環境の整備

市民の文化活動の充実や発表する機会の拡充等、文化活動を支援する上では広報宣伝が多大な役割を担っている。効果的に情報を発信するためには広報宣伝の工夫が必須であり、これなくして十分な効果は望めない。

現在、牛久市だけに限らず、文化団体の会員の高齢化に伴う会員の減少等が問題となっている。学校教育での文化に係る授業の内容や若者を取り巻く趣味の多様化等により、伝統文化の担い手は特に少なくなっている。これまでに培われてきた地域文化活動の担い手の減少は、文化振興とともに地域活性化を推進しようとする観点からけして好ましい状況とはいえない。

市民の文化活動を継続させるために各市民団体に求められているのは、新しい仲間を獲得することである。そのためには、自らの存続のために各市民団体が努力し魅力のある活動内容にしていくことが重要である。また、その魅力ある活動内容を効果的に広報宣伝することも同じように重要である。

文化団体の新しい会員は、若者だけに限られたものではなく高齢者も含まれる。定年退職者が退職後スムーズに文化活動に参加し仲間づくりができるような環境づくりが必要である。より多くの定年退職者を含む高齢者が文化活動を通じて老後の豊かな人生を歩めるように行政からも必要な情報を的確に提供していただきたい。

広報のあり方は、時代によって大きな変貌を遂げている。広報宣伝の情報発信の手法は、IT技術（HP、SNS等）の活用や情報誌、新聞など多岐に渡っており、宣伝効果を上げるためには、より多くの広報媒体を利用することが不可欠である。その中でもホームページに関しては、情報の更新を的確に行い常に最新情報を提供することが必要となってくる。迅速に更新できるようにそのシステムを整えることを望むものである。

最後に、平成28年には市政施行30周年の記念すべき節目の年を迎える。これを機に文化芸術をさらに力強く推進していくためにも「文化芸術都市宣言」を表明していただくことを要望する。当市が文化芸術活動の盛んな都市であることを内外に広報宣伝する効果的な方法であると考えます。

資料6-2 牛久市文化芸術振興審議会 答申書（美術分野 中長期計画の策定について）

平成22年12月15日

牛久市長
池 辺 勝 幸 殿

牛久市文化芸術振興審議会
会長 中 村 一 雄

答 申 書

平成21年8月2日、貴職より諮問された下記事項について答申いたします。

諮問事項 牛久市の美術分野の振興に関する具体的な中長期計画の策定について

答申内容 国は、平成13年、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術の振興に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的として文化芸術振興基本法を制定した。

牛久市においては、平成15年3月、全国的に見ても比較的早い段階で基本法第4条の規定に基づく条例を制定、平成16年には振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を策定し、「文化芸術都市を目指す」との目標を掲げ、文化芸術の振興を図っている。

そういった中で、当審議会としては、牛久市が文化芸術をまちづくりの柱の一つに位置づけていることを内外に周知するためにも「芸術文化都市宣言」を行うことが必要であると提言したい。そして、芸術文化都市宣言を具体的に実践するためには、現在行っている「小川芋銭展」や「ビエンナーレうしく全国公募展」、「うしく現代美術展」などをよりいっそう充実させることはもとより、市民の生涯学習活動の成果発表としての市民文化祭とは次元を異にしたプロの芸術家による「芸術祭典」を周期的に開催することを強く要望するものである。

その他、当審議会での協議により、今後の美術分野の振興策に関する具体的な提言を次の項目に基づき行うものである。

1. 教育・育成に関する提言
2. 収集・保管・展示に関する提言
3. イベント等の運営に関する提言
4. 広報に関する提言

1. 教育・育成に関する提言

牛久市が文化芸術都市を目指す上で、次代を担う世代である小中学生の美術に対する理解を深め、美術に親しむ心を養う教育を行っていくことは、将来に亘って文化芸術都市としての牛久市を全国に発信する姿勢を継続することにつながるものである。また、次代を担う小中学生だけでなく、多くの市民が日常生活に芸術を感じることができる街になるよう、さらには作家と市民をつなぐファシリテーターや牛久市の芸術の振興を支えるサポーターとして、1人でも多くの市民が活動できるよう人材の育成の場を提供する必要がある。このような観点から、当審議会では、教育・育成に関する下記の2項目について提言するものである。

- (1) **子供たちが**芸術に対する関心と理解を深め、次代の担い手であるという意識を持ち基礎となる豊かな感性や創造性をはぐくみ親しむために、**芸術に関する体験学習**や、優れた芸術の**鑑賞の機会の充実**を図る。(小中学校の美術の授業のプログラムとして美術鑑賞会を開催する。)
- (2) 芸術活動を担う優秀な人材育成のため、**一般市民向け研修**や、サポーター・ファシリテーター**養成講座**を実施し、芸術活動に市民の力を活用する。

2. 収集・保管・展示に関する提言

これまで牛久市では、美術作品等の収集に関する規定がなく(芋銭作品の購入については、法制化されている)、所蔵美術品のほとんどは寄贈された作品や施設建設時に購入した複製画であり、購入した作品の多くは、小川芋銭の作品及び資料である。寄贈作品の多くは、寄贈に際しての審査等がなく、無秩序に受け入れを行っている現状が見受けられる。牛久市として、これらの美術品をどのように位置付けし、また、今後の収集をどのように行うかを早急に決定することが必要と考える。このような観点から、当審議会では、美術作品の収集保管に関する下記の2項目について提言するものである。

- (1) 専門家で構成する**委員会等を設置**し、現在市が所蔵している作品が、財産としての価値を有しているかを把握する為に、作品の査定・評価を行い、所蔵の必要性を判断すると共に、作品の寄贈や購入に対し、受入れの基準や収集計画、展示計画を策定し展示スペースの趣旨に沿った作品を展示する。
- (2) 文化芸術都市を目指す中で、美術に関する**インフラ整備**が乏しいので、美術作品保管庫を含む美術館建設を前提とした美術系の**インフラ整備**を行い、整った施設において、市民に優れた美術作品に触れる機会を提供する。

3. イベント等の運営に関する提言

文化芸術の振興をまちづくりの一つに据える上では、市民の作品鑑賞等に配慮するこ

とはもちろんであるが、市外からの鑑賞者を増やすことが市民の鑑賞者を増やすことにもつながっていくものである。現状のイベント等の企画においては、イベントの実施自体が目的化され、鑑賞する側の視点に立った企画運営が欠如している印象を与えている。このような観点から、当審議会では、イベント等の企画力・運営力の強化に関する下記の3項目について提言するものである。

- (1) 市内に存在する文化的・芸術的資源を活用した**ミニツアーなどを企画**し、県外、市外からの来訪者に対するサービスを向上させ、より多くの人に牛久の魅力をPRする。
- (2) 来訪者に、新しい牛久市の魅力を見いだせるような企画にするため、行政部門の横断的な**イベントプロジェクトチーム**を組み、新たな事業の展開を図る。
- (3) 市外からの来訪者の利便性を考慮し、多くの人が参加しやすいような**交通手段の確保**をする。

4. 広報に関する提言

文化芸術の振興を図るうえで、各種イベントの実施は有効な手段の一つである。そして、それらの情報をどのように市民をはじめとする多くの人々に伝え、参加や来場を促すかが重要であり、広報宣伝の良否がイベント等の成否を左右するとの認識を持たなければならない。このような観点から、当審議会では、広報力の強化に関する下記の5項目について提言するものである。

- (1) 市民活動課から広報関係業務の分離独立と人員拡大による、部門担当制を実現し、**広報力強化**を図る。
- (2) 文化芸術活動等の情報を定期的に広報紙・タウン紙へ掲載し、市内外に情報提供を行い、動員力の向上を図ると共に文化芸術都市であることを、市内外に浸透させるためにマスコミやITなどの多岐に渡る広報媒体を駆使し、PRの拡大を図る。
- (3) イベントの告知をするため、市役所、生涯学習センター、駅前での**看板や懸垂幕の設置**をする予算を十分に確保する。
- (4) 市外からの来訪者のために、駅や市内の公共施設等に牛久市の魅力をアピールできるような**マップを作成・設置**し、サービスの向上を図る。
- (5) 牛久市の文化施設としての認知度を高めるために、中央生涯学習センターに、親しみのあるイメージしやすい**名称を公募**し、決定する。

提言に対する補足資料

- ・ 答申書前文における答申内容についての解説
- 1. 教育・育成に関する提言についての解説
- 2. 収集・保管・展示に関する提言についての解説
- 3. イベント等の運営に関する提言についての解説
- 4. 広報に関する提言についての解説

答申書前文における答申内容について

○ 芸術文化都市宣言について

芸術家が多く住み、芸術活動が盛んな牛久市を内外に知らしめるためには、現在のさまざまな事業活動だけでは、市民を始め、市外や県外の人々に十分な周知を図ることはできない。芸術文化都市としての宣言自体が市民をはじめ、多くの人たちへの意思表示となることと共に、牛久市が文化芸術を街づくりの一つの柱に位置付けているということを内外に知らしめる意味においても宣言を行うという目標を持ち、日々の活動を展開していく必要がある。このような観点から、市内の文化団体や音楽団体などへの働きかけを行い、なるべく早い時期に芸術文化都市宣言を行っていただきたい。

○ 牛久市芸術祭典の開催について

現在牛久市では、毎年10月中旬から11月中旬にかけ市民文化祭を開催している。この活動は、市内の文化芸術団体に所属する個人や団体が自主的に参加し、日頃の練習の成果や制作した作品を多くの市民に鑑賞していただくイベントとして続いている。しかし、市民文化祭に参加している人の多くは、趣味の領域を超えない範囲での活動であり、それらのイベントとは一線を画したプロの芸術家が一堂に会してその活動や成果を市民に披露する場が必要と考えるものである。このような観点から、市制施行〇〇周年など、節目の年には（5年ないし10年間隔で）市を挙げての**芸術祭典**を開催することを強く望むものである。

1. 教育・育成に関する提言について

○ 小中学生に対する美術鑑賞プログラムの充実

牛久市の文化芸術振興の街づくりを将来にわたり継続するためには、次代を担う小中学生が、年間を通して質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる環境づくりが必要であり、うしく現代美術展による「うしく現代美術展小中学校鑑賞会」や「学校移動美術展」が継続して実施できるよう、うしく現代美術展活動に対する財政的支援を強化・継続しなければならない。また、市所蔵作品の学校への展示を計画的に行うことができるよう検討する必要がある。

○ 芸術に親しみを感じることができる市民の育成

市民が芸術鑑賞やサポーターとしての活動に積極的に参加できる機運を醸成するよう一般市民向けの**美術鑑賞講座**や**ファシリテーター養成講座**を開催し、芸術作品や活動への理解を深める努力を継続的に実施する必要がある。

2. 収集・保管・展示に関する提言について

○ 市所蔵作品の査定・評価の実施

現在、牛久市では、約110点を越える美術品を所蔵している（生涯学習課所管備品登録分）が、の中には美術品としての価値がなく、美術作品として取り扱うことに疑問を呈せざるを得ないものも所蔵している。市が美術作品を所蔵（購入・寄贈受入）するということは、行政財産を取得することと同義であると考えべきであり、その作品が現時点でどの程度の価値を有しているか、または、どの程度の芸術性を有しているかを把握し、所蔵の必要性を判断する必要がある。また、文化芸術都市を標榜する以上、単なる工芸品でしかない複製画を公に展示するようなことをせず、芸術作品と評価される作品のみを計画的に展示することを望むものである。このようなことから、早急に所蔵作品の査定・評価や展示計画の策定を行う委員会等を設置し、査定・評価を行った上で、適切でない所蔵品については、展示を取りやめ、処分等も含めた措置をとることが必要である。

○美術作品の購入及び寄贈受入に対するルールの構築

上記でも述べたように、美術作品の購入や寄贈受入は、市の財産を取得することと同義であると考えれば、購入や寄贈受入に際しては、専門家等で構成する委員会の意見を聞いた上で、購入や寄贈受入を判断すべきである。確かに、市民からの寄贈申し出などにおいては、せっかくの好意を断ることがあるかもしれないが、市として、美術作品として評価できる作品のみを所蔵するという考えを十分に説明して理解を得る努力が必要である。このようなことから、美術作品の購入、作品寄贈にあたっては、委員会に意見を求め、所蔵の是非を判断していただきたい。

○美術館建設

所蔵作品の査定・評価を行い、ルール化された基準の中で購入や寄贈受入を行った所蔵作品は、価値の高低はあるものの、りっぱな市有財産である。市民共通の財産である以上は、定期的な展示による市民への公開を行なわなければならない。しかしながら美術作品は、非常に繊細であり、その作品の特性に応じた保管施設で保管することはもちろんであるが、展示に際しても、毎回のテーマに沿った作品を適切な展示レイアウトを考えて、期限を切って展示することが望ましいと考えるものである。

文化芸術都市を標榜する中で牛久市は、文化ホール整備やエスカード多目的ホールの音楽ホールへの改修など音楽系インフラについては着々と整備されている一方で、美術系インフラ整備については、未整備となっているものが多いと言わざるを得ない。このようなことから、現有の作品量と将来の所蔵計画を踏まえた保管庫の築造はもとより、**美術館の建設**を前提とした美術系インフラ整備の検討を早急に開始していただきたい。

3. イベント等の運営に関する提言について

○文化的資源・芸術的資源の活用

所蔵作品の査定・評価を行い、ルール化された基準の中で購入や寄贈受入を行った美術展覧会や文化公演を鑑賞するために要する時間をおおよそ1時間から2時間程度

と考えた場合、市外や県外から来訪者に足を運ばせるには、アピール度が足りないこともある。このようなことを考慮し、シャトーカミヤや牛久大仏、また、雲魚亭などの小川芋銭関連施設など文化的・芸術的資源の補完目的化を図り、観光マップの提供やシャトルバスの観光資源等への周遊化を図り、牛久市の魅力度アップを図る必要がある。

○イベント企画に伴う横断的で柔軟な人材活用

これまでのイベント企画においては、市役所の所管課単独の企画による開催や主催団体等との連携による開催がほとんどと思われるが、従来のイベントにはなかった新しい牛久市の魅力を来訪者が見いだせるよう、関連する課との連携や横断的なプロジェクトチームの組織化を図り、市としての資源活用戦略を駆使することで牛久市の知名度アップを図る必要がある。

○市外からの来訪者を獲得するための交通手段の確保

市外からでも訪れたい企画の立案や牛久市が潜在的に有している魅力を最大限アピールする企画立案をするとともに市外からの来訪を念頭にイベント開催時の足の確保（駐車場の確保・駅⇄会場間のシャトルバスの運行等）を企画段階で取り入れていただきたい。

4. 広報に関する提言について

○情報発信体制の強化

現状の広報紙の取材・編集を中心とした業務手法や配置人員を見直し、広報部門の独立による人員拡大および各分野ごとに専門性を有した職員による部門担当制とすることが必要である。

○情報発信手法の多様化

広報紙・ポスター・チラシに頼る広報手段を見直し、IT技術の活用（HPの充実、You Tube や Ustream の活用）やタウン誌、新聞、テレビなどあらゆる広報媒体の利用の促進をはかる。また、人が多く集まる（通過する）場所等（市役所、駅、生涯学習センターなど）には、懸垂幕や横断幕が常に設置されている状態を作り出すとともに、それらに必要な予算を十分に確保していただきたい。

○情報提供対象者別戦略広報の実施

前述の「情報発信手法の多様化」を実践する上で重要なことは、「誰に」という対象者の特定である。市民を対象とした情報の発信なのか、市民以外を対象にした情報の発信なのかによって発信手法も発信内容も大きく変わってくるものである。特にこれまでの広報紙やチラシに頼る広報手法では、市外への情報発信は不十分であることを十分に認識するとともに、市外から訪れる人々に対する情報量の拡大を図ることが必要であり、JR牛久駅やひたち野うしく駅、市内の公共施設等に公共施設や観光

名所・文化財などが記載された簡易地図を設置するなどの市外からの来訪者に対するサービスの向上を図る必要がある。

○イベント開催場所の知名度の向上

各種イベントが開催されている中央生涯学習センターは、平成16年の設置条例の改正により現在の名称に変更されたが、当該施設は、文化ホール・多目的ホール・展示ホールからなるホール棟と用途によって使い分けできる部屋が複数ある講座棟からなる複合施設である。各種イベントを実施するホール棟では、その名称が長く、使いづらいとの意見が名称変更当時から言われており、現在、牛久市文化協会においても愛称等の募集が検討されている状況である。牛久市の文化施設としての認知度を高めるためにも条例改正の必要のない**愛称を公募**により募集・決定し、市内外に知らせることが必要である。

資料6-3 牛久市文化芸術振興審議会 答申書（音楽分野 中長期計画の策定について）

平成24年10月24日

牛久市長
池 辺 勝 幸 殿

牛久市文化芸術振興審議会
会長 深 谷 裕 子

答 申 書

平成23年7月27日、貴職より諮問された下記事項について答申いたします。

諮問事項 牛久市の音楽分野の振興に関する具体的な中長期計画の策定について

答申内容 国は、平成13年、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術の振興に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的として文化芸術振興基本法を制定した。

牛久市においては、平成15年3月、全国的に見ても比較的早い段階で基本法第4条の規定に基づく「牛久市文化芸術振興条例」を制定した。

平成16年には振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を策定し、「文化芸術都市を目指す」との目標を掲げ、文化芸術の振興を図っている。本答申は、振興条例第11条の、専門の知識を有する者で組織された、特別委員会の中で挙げられた意見を集約したものを審議会において審議し、まとめたものである。

当審議会としては、牛久市が文化芸術をまちづくりの柱の一つに位置づけていることを内外に周知するためにも「芸術文化都市宣言」を行うことが必要であると提言したい。そして、その宣言をするためには、具体的に現在行っている「ジュニア・アンサンブル育成事業」をよりいっそう充実させること、また、音楽の振興をより円滑に推進するために、「牛久音楽家協会」(仮)を立ち上げること、専門性の高いプロの芸術家による「芸術祭典」を開催することを要望したい。

その他、当審議会での協議により、今後の音楽分野の振興策に関する具体的な提言を次の項目に基づき行うものである。

1. 教育・育成に関する提言
2. 収集・保管・展示に関する提言

3. イベント等の運営に関する提言
4. 広報に関する提言

1. 小中学校の指導・音楽環境に関する提言

小中学校の課外活動やコンクール等における指導について、現状では音楽担当教諭や派遣による講師などで対応しているが、より専門的な指導が望まれる。

市内には、指導が可能な音楽家の人材が豊富であり、その人材を活用して学校側の依頼や要望に応じた講師を派遣する必要がある。その対応として、派遣講師団の組織づくりが急がれる。また、楽器やオーディオ機器等の環境についても整えていくことを要望する。

このような観点から、当審議会では、指導に関する下記の3項目について提言するものである。

- (1) 小中学校の依頼に対応できるような派遣講師団の組織づくりをする。
- (2) 学校派遣講師は、牛久市を中心とする地域の音楽家（音大生を含む）とする。
- (3) 学校側と連絡調整をする学校教育コーディネーターを活用する。

2. 育成に関する提言

子どもは創造性と無限の可能性を秘めている。当市の将来を担う子どもたちが個々に持っている才能を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、鑑賞や体験の機会を提供し、また音楽家志望の若者の中から次世代の音楽家につながるよう、活発な芸術活動への支援をする必要がある。

さらに、子供たちが日本の伝統音楽に関して理解を深める必要があり、次世代に継承していくことは大切なことである。

このような観点から、当審議会では、育成に関する下記の3項目について提言するものである。

- (1) 学校において、プロの音楽家による音楽鑑賞会を開催する。
- (2) 後継者を育てるために、若者たちによるレベルの高い演奏会を実施する。
- (3) 子供たちが、日本の伝統音楽に親しみ学ぶ環境を与えると共に、次世代に継承していくための活動を支援する。

3. イベント開催に関する提言

当市が文化芸術をまちづくりの柱の一つに位置付けていることを、市内外に周知するためにも、質の高い芸術祭典を開催し、さらに市民が音楽を身近に感じられるようにするためには、魅力あるコンサートを企画し、継続して定期的実施する必要がある。

質の高い魅力的な芸術は、人に感動を与え価値観や感性の幅を広げることができる。

心豊かな暮らしの形成のため、市民が芸術や文化に興味関心を抱き、身近な場所で優れた芸術を体感できる環境を与えることは大切である。

このような観点から、当審議会では、イベント開催に関する下記の3項目について提言するものである。

- (1) 市制30周年を目標に、音楽や美術のプロによる専門性を生かした、質の高い芸術祭典を構築する。
- (2) 市民が音楽に親しみを感じ、関心を持てるように、定期的な演奏会や音楽会を開催する。
- (3) イベント開催の会場としては、市中央生涯学習センター文化ホール、エスカードホール、リフレプラザ等を活用する。

4. 広報・PRに関する提言

当市の誇りとする文化芸術を市内外に発信するためには、広報宣伝は有効な手段の一つである。より広く多くの人々に情報を伝えることが重要であるので、あらゆる広報手段を駆使し、広報力の強化を図ることにより、文化芸術を求めて他地域から人々が訪れるような都市の形成につながる。

このような観点から、当審議会では、広報・PRに関する下記の3項目について提言するものである。

- (1) 芸術文化都市宣言をし、当市が芸術活動が盛んな都市であることを市内外に知らしめる。
- (2) 関係各課と連携を図り、市内で開催されるイベント情報がすべてわかり、チケットも購入できるといった、市民のニーズに対応できるようなプレイガイドを設置し、サービスの向上を図る。
- (3) 情報発信の手法として、IT技術(HP等)の活用や情報誌、新聞などの広報媒体の利用促進を図る。

5. 音楽団体等の支援に関する提言

音楽活動や学校への支援を具体的に実施するためには、「牛久音楽家協会」(仮)を設置し体制を整えていく必要があると思われる。さらに事業を円滑に進めるために、音楽に関する専門的知識を有するコーディネーターを置き、事業の調整を図ったり、サポートする役割を果たす人材が必要である。

このような観点から、当審議会では、音楽団体等の支援に関する下記の2項目について提言するものである。

- (1) 基軸となる「牛久音楽家協会」(仮)を設置し、自立した活動を促進する。
- (2) 音楽や行政に関して知識を有するコーディネーターを置き、事業の調整を図るとともに、その活動を円滑に推進する。

牛久市の音楽分野の振興に関する具体的な中長期計画の策定について

牛久市文化芸術振興審議会委員

(平成23年7月1日—平成25年6月30日)

小松崎 伸
中村 一雄
沼川 淳
池田 孝子
深谷 裕子
上仲 典子
村上 九十九
大山 和男
後藤 雅宣

特別委員会委員（音楽分野）

(平成23年12月22日—平成24年10月24日)

深谷 裕子
池田 孝子
上仲 典子
白井 英男
沼川 淳
松野 哲生

資料6-4 牛久市文化芸術振興審議会特別委員会規則

平成21年9月25日規則第28号

改正

平成24年6月15日規則第24号

牛久市文化芸術振興審議会特別委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、牛久市文化芸術振興条例(平成15年条例第2号)第11条の規定に基づき、文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)に設置する特別委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 文化芸術振興審議会特別委員会(以下「委員会」という。)は、当該特別の事項に関する調査ごとに設置する。

2 委員会は15名以内で組織する。

3 委員会の委員は、審議会委員、市民、学識経験を有する者及び教職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

全部改正〔平成24年規則24号〕

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査等が終了するまでの期間とする。

一部改正〔平成24年規則24号〕

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に対する当該特別な事項の調査及び答申案の作成

(2) 審議会会長が要請する事項に対する調査報告

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、必要がある場合に委員長が招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第7条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮っ

て決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 15 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料7 牛久市文化財保護条例

平成21年9月25日規則第28号
改正

平成24年6月15日規則第24号
牛久市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条—第25条）
- 第3章 市指定無形文化財（第26条—第32条）
- 第4章 市指定民俗資料（第33条—第37条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第38条—第48条）
- 第6章 補則（第49条）
- 第7章 罰則（第50条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で管内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定めるものとする。

（文化財の定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、美術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で、学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市民、所有者等の心構）

第3条 市民は、市がこの条例の規定に基づき行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のためにたいせつに保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用につとめなければならない。

3 市の執行機関は、この条例の執行にあたって、関係者の所有権その他の財産権を尊重

しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、管内に存する有形文化財のうち、重要なものを牛久市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ別に定める文化財調査委員の意見を聴くものとする。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財としての指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は30日以内に市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と連署のうえ10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署のうち、10日以内に教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際、指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第9条 市指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な団体を指定して当該市指定有形文化財の保存のために必要な管理（当該市指定有形文化財の保存のため必要な設備、施設その他の物件で当該市指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体の同意を得なければならない。ただし、当該市指定有形文化財の所有者が判明しない場合には、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び団体に通知して行う。

4 第1項の規定による指定には、第4条第5項の規定を準用する。

5 第1項の規定による指定を受けた団体（以下この章において「管理団体」という。）には、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。

(管理団体の指定の解除)

第10条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4条第5項の規定を準用する。

(管理団体の管理の費用)

第11条 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理に要する費用の全部又は一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失及びき損)

第12条 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合はその者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第13条 市指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者（管理者又は管理団体がある場合はその者）は、所在の場所を変更しようとする日の10日前までに指定

書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

(修理)

第 14 条 市指定無形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、当該管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第 15 条 管理団体が市指定有形文化財の修理を行う場合は、当該管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りではない。

2 管理団体が行う修理には、第 11 条の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第 16 条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者又は管理団体がその負担にたえない場合その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第 17 条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合においてその保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条の規定を準用する。

(現状変更の制限)

第 18 条 市指定有形文化財の現状を変更しようとするときは、所有者、管理責任者又は管理団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則で定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可条件として市指定有形文化財の現状又はその保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第 19 条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者、管理責任者又は管理団体は、修理に着手しようとする 20 日前までにその旨を教育委員会に届け出なければな

らない。ただし、第16条の規定による補助金の交付、第17条第1項及び第2項の規定により勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第20条 教育委員会は、市指定有形文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損害を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損害を補償する。

(公開)

第21条 市指定有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理責任者又は管理団体がある場合は、当該管理責任者又は管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者、管理責任者又は管理団体の出品に係る市指定有形文化財を当該所有者、管理責任者及び管理団体以外の者が、この条例の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

(公開及び出品の勧告)

第22条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、出品料を支払うことができる。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をすることができる。
- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は所有者、管理責任者又は管理団体に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(勧告によらない公開)

第23条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第13条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第 24 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 25 条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理責任者が選任され、又は解任された場合には、第 1 項の規定を準用する。ただし、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

4 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合においても、前項と同様とする。

第 3 章 市指定無形文化財

(指定)

第 26 条 教育委員会は、管内に存する無形文化財のうち重要なものを牛久市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第 1 項の規定による指定又は前項による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ別に定める文化財調査委員の意見を聴くものとする。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知して行う。

5 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(解除)

第 27 条 市指定無形文化財が、市無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第 4 項の規定を準用する。

4 市指定無形文化財について、法第 71 条第 1 項の規定による重要無形文化財又は県条例第 26 条第 1 項の規定による県指定無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委

員会は、その旨を告示しなければならない。

一部改正〔平成17年条例35号〕

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又は相続人は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第29条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を行い、又は保持者その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第30条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の保持者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には第22条第3項及び同条第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には同条第7項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(準用規定)

第32条 第9条から第11条までの規定は、市指定無形文化財について準用する。

第4章 市指定民俗資料

(指定)

第33条 教育委員会は、管内に存する有形の民俗資料のうち重要なものを牛久市指定民俗資料（以下「市指定民俗資料」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第34条 市指定民俗資料が市指定民俗資料としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定民俗資料について、法第78条の規定による重要有形民俗文化財又は県条例第32条第1項の規定による県指定有形民俗文化財としての指定があったときは、当該市指定民俗資料の指定は解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第4条第3項から第5項まで及び第5条第5項の規定を、前項の場合には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

一部改正〔平成17年条例35号〕

(現状変更)

第35条 市指定民俗資料の現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の10日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定民俗資料の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は届出に係る現状の

変更に関し、必要な指示をすることができる。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第 36 条 教育委員会は、管内に存する無形の民俗資料（法第 91 条で準用する法第 77 条の規定により文化財保護委員会が選択したもの、又は県条例第 36 条の規定により県教育委員会が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該民俗資料の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択をするには、教育委員会は、あらかじめ別に定める文化財調査委員の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成 17 年条例 35 号〕

(準用規定)

第 37 条 第 6 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 21 条から第 25 条までの規定は、市指定民俗資料について準用する。

第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 38 条 教育委員会は、管内に存する記念物（法第 109 条第 1 項又は県条例第 40 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

3 前項において準用する第 4 条第 4 項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で、個別に通知し難い事情がある場合には、教育委員会は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を別に教育委員会の指定する場所に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

一部改正〔平成 17 年条例 35 号〕

(解除)

第 39 条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第 109 条第 1 項又は県条例第 40 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定の解除には、第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定を、前項の場合には第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

一部改正〔平成 17 年条例 35 号〕

(管理団体による管理及び復旧)

第 40 条 市指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がいないか、若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 48 条において準用する第 7 条第 2 項の規定により選任された

管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は適当な団体を指定して、当該市指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該市指定史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする団体の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権限に基づく占有者並びに指定しようとする団体に通知して行う。
- 4 第1項の規定による指定には、第38条第3項及び同条第2項において準用する第4条第5項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定により指定を受けた団体（以下この章において「管理団体」という。）が復旧を行う場合には、当該管理団体は、あらかじめその復旧の方法及び時期について、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権限に基づく占有者の意見を聞かなければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 6 管理団体が行う管理には、第6条及び第7条の規定を準用する。

（管理団体の解除）

第41条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、同条同項による指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第38条第3項及び同条第2項において準用する第4条第5項の規定を準用する。

（管理団体の管理の費用）

第42条 管理団体が行う市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に要する費用は、当該管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（標識等の設置）

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者、管理責任者又は管理団体は、教育委員会の定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地所在等の異動の届出）

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在地、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者、管理責任者又は管理団体は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による許可を与える場合には、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第18条第2項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、当該指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は当該原状回復に関し、必要な指示をすることができる。

(復旧の届出)

第46条 市指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出については、第19条の規定を準用する。

(環境保全)

第47条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損害を受けた者に対しては、市はその通常生ずべき損害を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者については、第45条第3項の規定を準用する。

(準用規定)

第48条 第6条から第8条まで、第12条、第16条から第17条まで、第24条並びに第25条第1項及び第3項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 補則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 罰則

第50条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第51条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第52条 第18条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第29号)

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第5号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料8 牛久市文化芸術振興審議会 答申書（収集・保管・展示の推進について）

本審議会は、平成24年10月6日貴殿より諮問を受けた下記の事項について審議を重ねた結果、意見をとりまとめたのでここに答申いたします。

諮問事項 牛久市の美術分野の振興策に関する具体的な提言「収集・保管・展示」の推進について牛久市文化芸術振興条例第6条の規定に基づき諮問します。

平成26年4月28日

牛久市長 池辺 勝幸 殿

牛久市文化芸術振興審議会

牛久市文化芸術振興審議会
美術分野特別委員会

委員長 中村 一雄

委員長 齊藤 泰嘉

副委員長 西村 明芳

副委員長 野村 正義

委員 池田 孝子

委員 一色 邦彦

委員 市川 圭一

委員 大庭 幸雄

委員 大山 和男

委員 大山 和男

委員 後藤 雅宣

委員 風見 幸雄

委員 齋藤 弘道

委員 後藤 雅宣

委員 深谷 裕子

委員 外館 和子

委員 宮地 正人

委員 山本 文彦

委員 吉岡 靖子

（五十音順）

目 次

はじめに

1、答申の背景

- 1－1、牛久市の特徴について
- 1－2、市の文化・芸術活動について
 - (1) 市民の文化活動
 - (2) 芸術家による美術分野の芸術活動
 - (3) 国際交流と文化芸術活動
- 1－3、社会変化と市の文化芸術の方向性について

2、美術資料収集・保管・展示に関する提言

- 2－1、美術資料に関する現状と課題
- 2－2、美術資料収集・保管・展示に関する基本的な考え方
- 2－3、美術資料収集の望ましい方向性について
- 2－4、小川芋銭作品の考え方
- 2－5、寄贈品の扱い

3、展示施設に関する提言

- 3－1、展示に使われている施設の状況
 - (1) 展示ホールの現状
 - (2) 多目的ホールの現状
- 3－2、施設建設の設計思想
- 3－3、展示施設についての基本的な提案
 - (1) 展示施設の性格について
 - (2) 展示施設の立地条件について
 - (3) 設計にあたっての具体的な留意点
- 3－4、活動拠点の拡大

おわりに

注釈

はじめに

「美術分野における『収集・保管・展示』の推進に関する具体的な提言」についての審議に当たりましては、様々な時代背景や社会的な動向等を踏まえるとともに、市民意識の変化に着目しながらソフト及びハードの両面から多面的に協議・検討いたしました。

その結果を大きく次の2つの項目に分けて提言いたしますが、特に「展示施設に関する提言」のなかで触れている施設建設の設計思想に関しましては、展示全般を広く捉えた中で、市の文化分野と美術分野の文化芸術活動を基本に、まちづくりにおける都市機能の重要な要素という視点から市の特徴にも着目し、分析考察を加えました。

さらに、この提言をより実現可能なものとするため「牛久市第3次総合計画」、「都市計画マスタープラン」、および「ワインビレッジ構想」など、関連計画との整合性にも十分留意しましたことを申し添えます。

○美術資料収集・保管・展示に関する提言

○展示施設に関する提言

1、答申の背景

1-1、牛久市の特徴について

牛久市は、首都東京から50キロ圏内に位置し、筑波研究学園都市にも隣接しております。また、新たな商業圏の拡大や、JR常磐線・6号国道・圏央道など交通アクセスにも恵まれ、居住するための優れた立地条件を備えています。このような地理的優位性を有しながらも、昔ながらの里山的景観を兼ね備えていることが市の大きな特徴であります。

このように住環境に恵まれていることからベッドタウンとしての開発が進み、全国からの転入者も多く在住しております。そのため多様で開かれた生活と文化を有しているといえます。

さらに、南に東京藝術大学、西に筑波大学・国立研究所などの大学・研究施設があり、牛久市はその中間点に位置していることから、文化・芸術や研究機関に携わる有識者が多く在住しております。

1-2、市の文化・芸術活動について

(1) 市民の文化活動

昭和48年に市民団体として牛久市文化協会が設立され、様々な分野で活発な文化活動がなされております。加盟団体には、邦楽・茶道・華道・書道・日舞・民謡などの伝統文化から、洋舞・合唱・器楽・美術工芸・園芸に至る80の市民団体が加入し、会員数約1,600人を有する市内最大規模の組織です。

また、日頃のサークル活動の成果を発表する市民文化祭は、実行委員会を中心に毎年開催され既に37回を数えます。牛久市文化協会加盟団体と市民及び市内で活動している団体の相互交流の場として、今後ますます充実していくことが期待されています。

生涯学習の一環として市と市民が企画開催している講座（講座名「生涯学習講座」）は、文化芸術から歴史・パソコン・料理・健康などの幅広いジャンルが学べる機会として定着しており、年間約1,700人も市民が参加しています。

(2) 芸術家による美術分野の芸術活動

美術分野における専門性の高い活動としては、「うしく現代美術展」や「ビエンナーレうしく全国公募展」の実行委員会が発足し、先進的な芸術活動を推進してきました。このような地域芸術家による牛久市独自の芸術活動は、全国的にも注目されています。

さらに、市ではこれらを未来を担う子ども達のこころの教育の一環として活用するため、うしく現代美術展実行委員会と市とが協働で「小中学校鑑賞会」や「学校移動美術展」を実施してきました。これらの事業は、子ども達にとって優れた芸術作品を鑑賞し、併せて作家達との交流を通じて芸術を身近に体感できる貴重な機会となっております。

現在、うしく現代美術展は20回20年、ビエンナーレうしく全国公募展も5回10年を迎え、それぞれが優れた芸術活動の成果を着々と積み重ねています。

(3) 国際交流と文化芸術活動

牛久市は国際交流事業の一環として、カナダのホワイトホース市、オーストラリアのオレンジ市と姉妹都市を締結しています。両市とは、長年にわたり青少年の派遣・受け入れ等を通じて相互の文化交流が行われてきました。

平成25年12月、新たに牛久市とイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市とで友好都市が提携されました。これはワインとスローシティが両市のまちづくりの共通点であることに着目し、基本的な理念や先進的な実践例を直接学びながら、牛久市の魅力あるまちづくりに反映させていこうとするものです。

このように、従来的人的交流から一步踏み出し、まちづくりという大きな視点に立った国際交流事業を推進しようとしている中、牛久市における文化芸術活動は新たな役割を担ってくるものと思われます。

1-3、社会変化と市の文化芸術の方向性について

超高齢社会に移行するなかで、人々からは経済的な豊かさのみでなく趣味や生きがいを通して精神的にも満たされた暮らしと、生涯にわたって社会と関わり貢献できる地域コミュニティが求められています。

このような時代背景のなか、国において文化芸術振興基本法が平成13年12月に公布されたことを受け、市でも平成15年4月に全国でもいち早く牛久市文化芸術振興条例を施行しました。これは、市民による文化芸術活動が活発化するなか、文化芸術の振興について市の責務を明らかにするとともに、地域の特性に応じた文化芸術施策を計画的に推進していくことを表明したものです。

また、市のまちづくりにおける総合的な指標「笑顔があふれやすらぎのあるまち うしく」の基本理念、「スローシティ」(ゆったりと安心して生活できる支え合いの地域づくり)の観点からも、これから市は文化芸術を積極的に活用していこうとしています。

これらを考慮すると、これから益々多様になるであろうニーズに対応する施設環境の立ち遅れが否めません。

この現状を基に、収集・保管・展示における今後の望ましい方向性について次のとおり美術資料と芸術活動の両面から提言することといたします。

2、美術資料収集・保管・展示に関する提言

2-1、美術資料に関する現状と課題

市の登録備品には絵画等を含めた美術工芸品もあり、それらの中には後世に伝えていくべき美術資料として、適正な保管環境下で管理すべきものも含まれています。この現状は市における文化芸術振興策の中で課題の一つとなっています。

今後、市が美術資料の収集を計画・実行していくには、現状を踏まえたうえで、まずは適正な収集・保管・展示に関する基準を定め、それに基づいて収集の体制を徐々に整えていく必要があります。

2-2、美術資料収集・保管・展示に関する基本的な考え方

収集・保管・展示を一貫してできる機能をもつ施設建設計画を前提として、新たに美術資料の収集を推進していくには、収集について定義づけをすることと併せて、関連する法規等の受け入れシステムを整えていく必要があります。また、次のような委員会の設置も必要です。

収集委員会（美術専門家以外の一般市民の声を反映しながら収集全体を審議する機関）・評価委員会（専門的に対象美術資料の分析や評価を行う機関）を設け、それぞれの役割を明確にするため委員会規定を設置する必要があります。

また、周辺整備として、美術館・博物館（私立・公立）との相互貸借のに関する取り決め規定、施設スペースの貸借としての諸規定等も必要となってきます。

そしてその全体運営には、美術資料の管理と展示会の企画運営を含め、総括して展示施設全体に携われる専門の職員を配置するなど、総括的な組織体制下で進めることが重要です。

本格的な美術資料の収集・保管・展示は、このような諸々の準備が整った後に行うべきであろうと考えます。

2-3、美術資料収集の望ましい方向性について

美術資料を収集する際の方向性としては、牛久市の美術活動はそれぞれの時代の積み重ねであることに留意して、その流れを辿れるよう配慮することが必要です。また、収集の対象は絵画・彫刻・工芸・その他あらゆる分野にわたり「牛久市在住の作家を始めとして牛久市にゆかりのある作家の作品、牛久市に関連する作品」を軸とすることが望ましいです。

これらの収集基準に関しましては、施設建設が具体化した折に改めて定めることが必要です。

2-4、小川芋銭作品の考え方

小川芋銭の作品及び資料の収集については、市にとって美術作品としての価値に留まらず歴史資料としても重要であり、他の美術資料とは性質が異なるため同一の基準で評価することはできません。また作品を常設公開できる施設につきましても、他の美術資料とは別に単独の空間を確保することが望ましいと考えます。

このことから今回の審議では、芋銭作品以外の近現代の美術資料に関することを中心に考察しましたが、芋銭作品や資料の収集についても、美術資料と同様に、第三者機関と専門家との双方の意見を踏まえた収集が必要です。

2-5、寄贈品の扱い

寄贈品受け入れに関しましては、市全体の寄贈品を統括して把握管理することは困難であり、従来どおり各担当部署の判断に受け入れの判断を委ねることが現実的であると言えます。

しかしながら、寄贈品の中でも重要な美術資料となりうる資料については、今後、的確な管理ができるように今から徐々に体制をととのえていくことが大切です。そのために

は、日頃から文化芸術担当部署において寄贈品に関して広く情報を集め、必要に応じて美術保管庫に保管するなど、将来における美術資料収集を念頭に入れたなかで柔軟な受け入れ態勢をとることが必要です。

3、展示施設に関する提言

美術資料収集において、収集・保管機能を持つ施設が必要であると同様に、市民の芸術活動においても展示を含めた発表や創作体験のための施設は求められています。そのため、今後、文化芸術活動のための具体的な環境整備計画を立てていく必要があります。

3-1、展示に使われている施設の状況

現在の文化芸術活動の拠点は中央生涯学習センターです。センター内にある展示ホールや多目的ホールが展覧会や市民文化祭などの作品展示による発表の場として使われていますが、これらのホールは、機能やスペースなどから十分に展示に対応しきれていません。

(1) 展示ホール

(中央生涯学習センター正面入口エントランス1階と同2階展示ホール)

展示ホールに関しましては設計・設備等に多くの課題があります。特に展示ホール2階のスペースは、華道や工芸等小作品の展示には支障ありませんが、大きな作品の展示を考えたものではないため、うしく現代美術展やビエンナーレうしく全国公募展のようなF50号(約1㎡)サイズ以上の作品や、書・その他の縦型の作品の展示につきましては、展示壁面のスペースの不足、来館者の鑑賞スペース(鑑賞者と作品の間のスペース)が確保されていないなど、空間そのものが展示施設としては不適切な施設設計となっております。

また、設備面では天井のステンドグラスを通しての自然光が、直接2階の展示作品に影響し、作品の表現や保管に支障をきたしてしまうことや、現状の照明が不十分で作品鑑賞には適していないことなど、施設そのものがデザイン重視の設計のため、作品を美しく見せる条件整備がされていないことが問題点として挙げられます。

また、展示ホールの1階は、文化ホールの出入口も兼ねる中央生涯学習センターのエントランスであるため、適正な管理下で作品を展示できない状況です。併せて、2F展示ホールでは、ホール中央に設置されているエレベーターが、車いす利用者が講座棟の2階に上がるための手段となっていることから、展示スペースの利用と同時に通路としても使われています。このような展示専用の施設でないホールを、最大限に工夫活用しながら展覧会を開催しているのが現状です。

(2) 多目的ホールの現状

多目的ホールについては、定期団体の利用頻度が増加しているにもかかわらず、展覧会が開催されている期間中、一般の利用ができない状況となっています。他の受け入れ施設も不足しているため、会期中の一般利用者のサークル活動は中断せざるを得ません。

また、照明につきましても、多目的ホールは展示ホールと同様に作品鑑賞に適していないこと、照明増設のための電気容量が不足していることなど設備面にも課題があります。

3-2、施設建設の設計思想

このように現在、展示に使われている施設には多くの課題を有しています。一方で、市では今後芸術活動が益々盛んになっていくと予想され、これらのことから、新たな施設の必要性が高まっていると言えます。

そして、この市民や芸術家による制作発表や芸術活動をとおして人々が交流する「コミュニティの核」となる新たな施設は、多種多様な芸術表現に対応できる展示機能のみでなく、併せて「2、美術資料収集・保管・展示に関する提言」で述べたような、美術資料収集を可能にする作品保管機能を持つ施設であることが望ましいです。

次に、「コミュニティの核」として市民や子ども達の様々な創作発表の場となる展示施設、新しい設計思想による展示施設構想において、最初の計画段階から必要となる具体的な設計思想について基本的なことを提案します。

3-3、展示施設についての基本的な提案

(1) 展示施設の性格について

●市民に開かれ愛される施設

「コミュニティの核」となる施設は、その周辺を含めて安全・安心が確保され、整えられた環境の施設で、市民が日頃の創作活動の成果を活発に展示・発表できること。同時に子どもから高齢者までの誰もが、芸術に身近に触れ親しめる、利用者来場者のすべての人に対して、優しく思いやりのある施設とならなければなりません。

また、施設のイメージ戦略の一環として、市民からより親しみが持たれるよう愛称を設けることも検討する必要があります。

●優れた芸術作品を提供する施設

現代の芸術作品は、平面作品のみならずメディアアート^{注1}やインスタレーション^{注2}、パフォーマンス^{注3}など、壁面展示にとらわれない空間造形表現へと広がっております。

それらの新たな表現が可能となる施設として空間を設計し、これにより、様々な先進的造形作品に市民が身近に触れられる施設とするべきです。

(2) 展示施設の立地条件について

適正な施設運営を図るためには、候補地の選定が重要な要素となります。選定にあたりましては「都市計画マスタープラン」や「ワインビレッジ構想」による市の土地利用計画を踏まえ、併せて施設の合理性・機能性に配慮することを念頭に置いて検討していく必要があります。

施設の合理性・機能性には次の5つの条件が挙げられます。

- ①利用者の交通手段と駐車場を確保できる。
- ②展示スペース（1000㎡以上）と保管スペースを確保できる。
- ③搬入・搬出時の利便性が図れる。
- ④周辺施設との動線が配慮されている。
- ⑤施設管理の効率性が図れる。

「都市計画マスタープラン」では、中央生涯学習センターと中央図書館周辺は文化交流ゾーンに位置づけられております。また、中央生涯学習センター敷地内は周辺環境も含め上記の条件を兼ね備えていることから、新たな展示施設を整備する上で適切な候補地といえます。

(3) 設計にあたっての具体的な留意点

〈展示スペース〉

室内の展示スペースは、うしく現代美術展・ビエンナーレうしく全国公募展・小川芋銭特別企画展などの大規模な展覧会開催を可能とする広さが必要です。また、市民の芸術活動の発表の場であることにも十分に配慮し、室内空間が最大限活用できるように仕切りパネル等を設置するなど、様々な工夫が必要です。

屋外にも立体作品を展示するスペースを設け、多様な作品展示に対応できる設計にするべきです。

〈収蔵庫・一時保管庫・備品庫〉

美術資料収集を視野に入れて施設設備を考えると、絵画・彫刻・工芸・その他の作品群を適切に管理・保管できる収蔵庫が必要です。

また、収蔵庫の他に展覧会の準備時に作品を一時保管する倉庫や、備品を保管するための倉庫も必要不可欠です。

〈創作活動スペース〉

展示スペースと併せて、子どもから大人までが様々な芸術体験ができ、芸術に身近に触れられる、ワークショップ等の教育普及事業が開催できる創作活動スペースが必要です。

〈設 備〉

他美術館からの借り受け作品の展示など、幅広い企画展が可能となる温湿度管理設備や防火防犯体制を整える必要があります。

また、エレベーターなどの移動手段や多機能トイレの設置をはじめ、点字ブロック・点字案内・スロープなどユニバーサルデザインにも配慮することを基本として、例えば展示スペースにゆっくり落ち着いて鑑賞できる椅子を設置するなど、あらゆる人々に対して優しい工夫を加える施設設備とします。

〈周辺整備〉

利用者にとってより魅力ある施設となるよう、屋内と併せて屋外の周辺環境整備が必要です。動線やロケーションに配慮しながら、憩いの空間としてカフェを併設するなど検討に加える必要があります。

3-4、活動拠点の拡大

今後、芸術活動を市内全域に広げるため、核となる施設を中心にそのサテライト的な機能を有した施設や、郊外における環境整備を徐々に進めていくことが望まれます。優れた自然景観を有した田園地帯を有機的に活用し、その相乗作用により更なる市の芸術活動の発展が期待できます。

このように、収集・保管・展示に関しては「コミュニティの核」となる施設を中心に、美術資料の収集から展示に関してのみでなく、まちづくりを視野に入れた中で幅広い芸術活動を支援していくことが重要です。

おわりに

平成25年にオリンピック2020東京開催が決定されました。東日本大震災の災禍を乗り越え、長年の停滞期から脱却する好機と期待されているところです。このように、社会全体に明るい兆しが見え始めようとしているなか、牛久市のまちづくりは成熟期に差し掛かろうとしております。これからのまちづくりは地域の個性をいかに表現していくかが重要です。牛久市の文化芸術を地域の個性の一つとして捉え、全庁において共通のビジョンを持ち、分野間の連携協力体制を確立させ推進していくことが望まれます。

最後に、この答申書が収集・保管・展示の方向性を示すのみでなく、広く牛久市の文化芸術活動を通じて「まちづくり」の指針となること、「コミュニティの核」として新たな展示施設の実現となることを強く望むとともに、新たな地域のイメージ戦略の重要な柱として位置づけ、今後も様々な文化芸術施策に積極的に取り組んでいただきたい。

併せて、平成28年には市政施行30周年の記念すべき節目の年を迎えます。これを機に文化芸術をさらに力強く推進していくためにも「文化芸術都市宣言」を表明していただくことを望むものであります。

注釈

注1、メディアアート

映像やコンピューターグラフィック技術をはじめとする、現代の新技术を使った芸術表現による作品。

注2、インスタレーション

オブジェや装置などを置いて空間全体を構成し、それにより空間の意味を変化させ全体を作品として体感させる芸術表現。

注3、パフォーマンス

芸術家自身の身体の動きや行為そのものがテーマとなり作品となる芸術。

牛久市文化芸術振興基本計画

平成 28 年 5 月

発 行 | 牛久市
〒 300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1
TEL:029-873-2111
HP:<http://www.city.ushiku.lg.jp>

編 集 | 牛久市教育委員会文化芸術課
E-mail:bunka@city.ushiku.ibaraki.jp

印 刷 | 株式会社エイ・ビー・エス